

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方
/Summary of comments received during the public consultation and
the FSA's response

凡 例/Legend

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。
/The following abbreviations are used in the "Summary of comments received during the public
consultation and the FSA's response".

正式名称/Formal name	略 称/Abbreviation
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針/Comprehensive Supervisory Guidelines for Financial Instruments Business Operators, etc.	監督指針/Supervisory Guidelines

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
1	<p>本監督指針は、ESGインテグレーションという最大に近いカテゴリーを一律に除外しようとしているように感じる。プログレスレポートでは、「ESG投信を取り扱う運用会社への期待」における「7つの項目」のうちの一つが「ESGインテグレーション」であると位置づけられており、「ESGインテグレーション」をしっかり行わないと「ESG投信」とは言えないという指摘と理解される余地があったと思う。ESGインテグレーションを一律にESGネーミングから除外することは「ESG投資の促進」からは逆行するようにも思うが、必ずしもESGインテグレーションだからと言って一律に排除するものではなく、中身次第だという理解でよいか。</p> <p>「持続可能な社会構築」はESG投資の一つの結果だが、いわゆるインパクト投資(SFDRでいう9条ファンド)では優先的な目的になるとしても一般的に運用会社が優先的に果たすべき責務は「運用収益の確保」であり、「持続可能な社会構築」という目的を同列に上げることは、欧州的なタクソミーが存在しない現時点の日本においては、貴庁の監督目的並びに業界の存在意義からはやや踏み込みすぎと感じる。「ESG投資の促進を通じた持続可能な社会構築」のほうがよいのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、いわゆるESGインテグレーションを実施するためのプロセスが社内で確立していない場合には、ESG投信を提供することはできません。他方で、ESG考慮の方法や程度は多様なものと理解しており、それらを一律に「ESG投信」とすることは、ESG投資の健全な発展を阻害する可能性があります。ご指摘を踏まえて修正案致しました。ご意見ありがとうございました。</p>
2	<p>ESG投信という区分を設け、それ以外のファンドと区分けして、明確に要件を定めていく方向という理解でよいか。</p>	<p>本監督指針はESG投信の範囲を定め、ESG投信に該当する公募投資信託に関する開示を求めるほか、ESGを考慮する公募投資信託を運用する資産運用会社における態勢整備を求めるものとなります。</p>
3	<p>本監督指針案で定義するESG投信と会社(海外グループを含む。以下同じ)が定義するESG投信は必ずしも一致するものではないと考えられるが、本監督指針により会社が定義するESG投信を監督指針に合致させる必要は必ずしもなく、会社が定義するESG関連投資であることを投資家に説明することや、本監督指針に合致しないESG関連投資を行うファンドである旨記載内容を明確化することで存続できるとの理解でよいか。</p>	<p>資産運用会社がグループ内で定義するESG投信を監督指針に合致させる必要がないことはご理解のとおりですが、独自に定義するESG投信の名称を工夫するなどし、本監督指針の「ESG投信」の概念との誤認防止に留意する必要があります。</p>
4	<p>本監督指針案で定義されるESG投信への該当性については、あくまで運用会社が最終的に判断するものであり、会社の判断に金融庁が強制力をもって指導するものでも、強要するものでもないという理解でよいか。</p>	<p>本監督指針ではESG投信について画一的な定義を定めるものではありませんが、本監督指針の趣旨に反した業務運営となっていないか、モニタリングを行う中で検証してまいります。</p>
5	<p>VI-2-3-5(1)において意義を文章で明確化することは規制趣旨を理解するのに役立つが、1文目の背景事項については条文本文より別紙にまとめていただく方がよいと思う。</p> <p>また別紙を作成される際には、立法事実や具体的に想定するリスク、規制の効果、費用等も明記していただくことで、より規制趣旨・目的への理解が深まると思う。</p>	<p>貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>本監督指針を投資信託以外の個人が購入する金融商品に適用することも望ましいと思う。</p> <p>一方でEUのSFDRと違うという意見を貴庁に寄せられる方もいると思うが、SFDRはEUの政策の中で設定されている。監督指針だけでできることにも、金融庁だけでできることにも限りがあると認識している。</p> <p>将来日本の政策が、EUのようにタクソミのようなグリーンな定義を設計すれば本監督指針もまた見直しが必要になるだろう。</p> <p>本監督指針についても、定期的にレビューをしていただき、その際には今回のように、意見を届ける機会を頂けることを望む。</p>	<p>監督指針を踏まえた今後の資産運用会社の対応やESGを巡る世界的な動向も踏まえ、監督指針を定期的にレビューしていきます。</p>
7	<p>(1)意義の「以下、」は現行指針VI-2-3-2(2)①の記載例と同様に、「以下」のほうがよい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正案致しました。ご意見ありがとうございました。</p>

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
8	「ESGを投資対象の主要な要素としており」の「主要な」は、ファンド設定時における主要各国の規制や市場・社会情勢を踏まえ、各運用会社において適切に判断するという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
9	適用対象となる「主要な要素」の定義は各委託会社で決めるという理解でよいのか。特に投資対象の50%以上や80%以上をESG基準のもとに選定するというような具体的な数値のイメージがあればご教示頂きたい。また、銘柄をスクリーニングする際の基礎的なデータとしてUN Global Compact Principlesへの非準拠会社を除外し、その後は個々の発行体の業績等を分析して投資判断を行うような場合、所謂ESGインテグレーションのみを行うような場合は、「主要な要素」とはならないと考えてよいのか。Governance(会社統治)は従来からエンゲージメントの一部として投資判断の要素としてきたが、特にGのみを投資判断の要素とせず、かつESG投信という説明を目論見書等に入れない投信は、本監督指針の対象外と考えてよいのか。	いずれもご理解のとおりです。ESG投信の該当性については、監督指針を踏まえ、資産運用会社において個別に判断されるものと考えます。
10	「(2) ESG投信の範囲」におけるESG投信の形式的定義(「ESGを投資対象選定の主要な要素とする」)を除けば、ESGそのものの定義はあえてあいまいなままにされていると理解している。現時点でESGそのものの定義は各社にゆだねられているという理解でよいのか。ESGの明確な定義づけがない以上、ここでのESGは一つの「テーマ」レベルとしてしかとらえることが難しいが、このような状況で「ESG」投信だけが他のテーマ型投信と異なりネーミングルールを適用される理由は何か。プログレスレポートでは、「ESG投信」の主たる特徴として「ESG要素を超過収益の源泉と位置付けてESG評価の高い銘柄を選定する投資信託」が例示されているが、このような属性を持つものが今回の「ESGを主要要素として投資判断に考慮する」ものと考えられるのであれば、指針上も明確にしてほしい。	ESG投信への該当性の判断が各社に委ねられているという点をご理解のとおりです。また、ご指摘のとおり、ESGを画一的に定義することは難しい一方で、ESG投資の健全な発展に向けて、運用会社に対しては、ESG考慮の度合いに応じた名称の適切な設定を求め、投資家の誤認を防止する必要があります。なお、ESG投資は、ご指摘のようなESGを超過収益の源泉と位置付けるものだけではないと考えられます。
11	ESGを主要な要素として選定した投資対象への投資割合や、ESGの評価指標についての目標や目安について、ESG投信に含まれる場合の閾値等のイメージや、考え方を教えてほしい。	明確な数値基準は定めておりません。ESGが投資対象選定の主要な要素であることを合理的に説明できる割合や目標を資産運用会社において検討する必要があると考えます。
12	どの程度、どのような方法で、投資対象選定に利用すれば「主要」な要素と見なすことができるかが明確でないため、明確にすべきだと考える。さまざまな利用度の程度や範囲が幅広く、色彩のグラデーションのように明確な区切りがない状況と考える。そのため、ESG投信であるか否かの判断には、少なくとも投資で活用するESGの項目とその活用・利用の手法、程度を示す必要があると考える。例えば、投資ユニバースの決定段階で、ネガティブ・スクリーニングあるいはポジティブ・スクリーニングを利用してさえいけば「主要な要素」と見なされるのか、あるいはESG投信である(最低)基準となりうるのか、現在の範囲の説明では判断がつかない。なお、改訂案では、(2)①以外にも、(3)開示の②投資戦略、③ポートフォリオ構成、⑤定期開示を含めて、全体で11か所に「主要な要素」という表現が使われており、これらのか所も同様に明確になっていないと考える。最初の(2) ESG投信の範囲で、ESG投信の定義をまず示すべきだと考える。なお、EUのSFDRなどを参考にすると、(3)開示の②投資戦略、③ポートフォリオ構成、④参照指数、⑤定期開示、で示されている条件を満たす公募投資信託をESG投信とするのが適切ではないかと考える。	投資対象の選定プロセスにおいて、ESGが決定的に重要な要素となっている場合(例えば設定したESGの基準を満たさない場合には投資対象に含まれない、又は、基準に応じて投資割合が決定されるような場合)、「ESGは主要な要素である」に該当します。「主要な要素」を含め、ESG投信の該当性については、本監督指針を踏まえて、運用会社において個別に判断されるものと考えますが、その判断においては、ユニバース選定方法、実際の投資割合のいずれも判断要素になりうると考えます。
13	「主要な要素」の定義を具体的にご教示いただきたい。考え方として、「重要な要素」と言い換えることができるか。信託財産の中長期的な成長を目指すESG投資信託においては、投資対象選定の際、ESG評価と価格の成長性の双方を重要と考えることは通常の運用プロセスと思われる。2つの要素に主従をつけ、いずれかのみを主要とすることは困難と考えられる。この場合、ESGを重要な要素のひとつと委託会社が判断する場合は「主要」とみなすことは可能か。	投資対象の選定プロセスにおいて、ESGが決定的に重要な要素となっている場合(例えば設定したESGの基準を満たさない場合には投資対象に含まれない、又は、基準に応じて投資割合が決定されるような場合)、「ESGは主要な要素である」に該当します。ESGを投資対象選定の「重要な要素」としているものの、結果的に「ESGを主要な要素として投資対象を選定している」と見做せないような場合には、ESG投信には該当しません。また、ご指摘のとおり「主要な要素」は複数存在し得ますが、いずれも決定的に重要な要素である必要があります。
14	「ESGを主要な要素としており」とあるが、ここにいう「主要な要素」とは、判断材料としてのESGをどの程度勘案することを想定しているのかにつき、可能であれば数値で具体的に示してほしい。また、投資対象の選定にあたっては、当然に組入株式の財務データを分析することになるが、このように、投資対象選定の普遍的な材料である財務分析については「主要な要素」の判断にあたり考慮しなくてよいと考えてよいのかご教示願いたい。	投資対象の選定プロセスにおいて、ESGが決定的に重要な要素となっている場合(例えば設定したESGの基準を満たさない場合には投資対象に含まれない、又は、基準に応じて投資割合が決定されるような場合)、「ESGは主要な要素である」に該当します。また、ご指摘のとおり、財務分析が投資対象の選定における主要な要素であるケースも考えられますが、それをもって、ESGが主要な要素から排除されるものではありません。
15	「ESGを投資対象選定の主要な要素としており」とあるが、「主要な要素」とは、「重要な要素の中の一つ」という意味で複数の主要な要素もあり得ると考えるものであり、「最も重要な要素」という単独の要素を示すものではないという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
16	「ESG投信」とは、米国SECの提案するESG Focused及びESG Impactに相当すると考えてよいのか。また、「重要な要素」であれば、「主要な要素」と言えるか。「主要な要素」は具体的にどのようなことを指すのか(例えば、主要な要素が複数存在し得るのか、あるいは他の重要な要素との並列では不十分なのか等)の指針を示してほしい。	概ねご理解のとおりです。米国SECのESG focused fundsについては、Funds for which ESG factors are a significant or main consideration would be required to provide detailed disclosure, including a standardized ESG strategy overview tableと定義されています。Significantはimportantよりも客観性が求められ、日本語の「重要な」は主観も含まれた概念と考えられます。また、ご指摘のとおり「主要な要素」は複数存在し得ますが、いずれも決定的に重要な要素である必要があります。
17	「主要な」について、英語版では「a key factor」と表現しており、日本語版を「重要な要素」に修正した方が分かりやすいのではないかと。	「重要な(important)」は「主要な(key)」よりも弱い表現であると考えております。
18	「主要な」の意味を確認したい。(3)開示の①の後段では、ESGに関する要素を財務指標と同列に扱う投資信託はESG投信に該当しないと思われるが、投資判断・投資対象選定においてESGに関する要素を財務指標その他の要素に優先することが「主要な」の意味であると考えてよいのか。	投資対象の選定プロセスにおいて、ESGが決定的に重要な要素となっている場合(設定したESGの基準を満たさない場合には投資対象に含まれない、又は、基準に応じて投資割合が決定されるような場合)、「ESGは主要な要素である」に該当し、その他の要素と優先劣後の関係にはありません。
19	「ESGを投資対象選定の主要な要素としている」とは、投資対象銘柄の選定を主としてESGの観点から行っているとの意味であり、副次的な要素に過ぎない場合はESG投信に含まれないとの理解でよいのか。	ESGが投資対象選定の主要な要素である場合、また、その旨を交付目論見書に明記している場合には、「ESG投信」に該当します。ご指摘のとおり、投資対象選定において、ESGが「副次的な要素」として考慮されているに留まる場合には、「ESG投信」には該当しません。

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
20	「ESGを投資対象選定の主要な要素とする」とは、投資対象選定の要素が複数ある場合において、他の要素に比べESG要素の比重が大きいことが求められるのか。また、その比重の大きさは何をもちょう測られるのか(例えば、ESG要素で選定した銘柄の純資産に対する比率や、複数の要素をスコア化し合算する中でのESG要素の配点など)。	投資対象の選定プロセスにおいて、財務指標やESG等の複数の要素を総合的に勘案するような場合は、ESG投信には該当しませんが、投資対象選定のプロセスにおいて、ESGを決定的に重要な要素として勘案している場合(例えば設定したESGの基準を満たさない場合には投資対象に含まれない、又は、基準に応じて投資割合が決定されるような場合)、ESG投信に該当します。ご指摘にあるESG要素で選定した銘柄(時価)の純資産に対する比率又は複数の要素をスコア化して合算する中でのESG要素の配点などは、そうした投資対象選定のプロセスの結果の一つと考えており、ESG投信でありながら、それらの比率又はスコア等が低いような場合には、投資対象選定のプロセスに課題がある可能性があります。
21	本監督指針案では、ESG投信の該当性が運用会社側の裁量に委ねられていると思う。その結果、あらゆる公募投資信託がESG投信に分類される状況とならないか懸念する。他方、小職の理解が誤っており、ESGの中身についても監督側が関与するという意図である場合、監督当局においても、ESGやインパクト投資に関連する資格の取得やグローバルに認知された研修への参加などを通じた、知識の向上が求められると見られる。従って、そのための資格取得支援制度の整備、予算、勉強時間の確保状況などについてご教示いただきたい。	ESGを投資対象選定の主要な要素とする公募投資信託がESG投信に該当する一方、財務指標等と他の要素と並ぶ一要素としてESGを考慮するものは該当しないため、あらゆる公募投資信託がESG投信に分類されることはないと考えます。なお、後段については、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
22	ESG投信の範囲における、「ESGを投資対象選定の主要な要素としており」の「主要」の考え方は、必ずしも50%超の投資割合を指すわけではない、との理解で良いか。ESGを銘柄調査やポートフォリオ構築において、情報の1つとして考慮する場合、定量的に管理できないと考えるのが問題ないか。ESGを主要な要素として銘柄を選定しているとは、どの段階、どのような状況を想定しているか(ユニバース選定段階か。投資銘柄選定か。)	投資対象の選定プロセスにおいて、ESGが決定的に重要な要素となっている場合(例えば設定したESGの基準を満たさない場合には投資対象に含まれない、又は、基準に応じて投資割合が決定されるような場合)、「ESGは主要な要素である」に該当します。また、そうしたプロセスの結果の例が、ESGを主要な要素として選定した投資割合であり、具体的な基準は設けておりませんが、当該割合が低い場合には、プロセスに課題がある可能性があります。「ESG考慮」の方法や程度は多様であり、ESGを他の要素と同様に総合的に勘案しているような場合には、ESG投信に該当しません。その点を明確化するため修正しました。ご意見ありがとうございます。
23	ここでの「主要な」の意味は、投資対象選定の要素として半分(50%)以上の重みをもつものに限らず、半分未満であっても「主要」と考えられる場合があるとの理解でよいか。	投資対象の選定プロセスにおいて、ESGが決定的に重要な要素となっている場合(例えば設定したESGの基準を満たさない場合には投資対象に含まれない、又は、基準に応じて投資割合が決定されるような場合)、「ESGは主要な要素である」に該当します。
24	例えば、「収益の〇%以上が環境関連の収益の企業が5割以上としている為、当ファンドはESGを主要な要素としております」との旨を交付目論見書に記載していれば、その要素が主要であることに疑義を示されることは無いとの理解でよいか。	投資対象の選定プロセスにおいて、ESGが決定的に重要な要素となっている場合(例えば設定したESGの基準を満たさない場合には投資対象に含まれない、又は、基準に応じて投資割合が決定されるような場合)、「ESGは主要な要素である」に該当します。
25	「ESGを投資対象選定の主要な要素としており」とあるが、主要な要素となる場合について確認させてほしい。例えば、1)財務情報スコア(ファンダメンタルズ要因)2)株価情報スコア(チャート的要素)3)ESGスコアの三点を等分加重平均スコアリングして投資判断している場合には、ESGが主要な要素の一つであるためESG投信と言ってよいか。或いは一部分でしかない場合はESG投信を標榜すべきでないという事になるのか。その場合、50%がESGスコアで財務と株価が25%ずつの配分となっている場合は主要な要素と言えるかについて確認させてほしい。	投資対象の選定プロセスにおいて、ESGが決定的に重要な要素となっている場合(例えば設定したESGの基準を満たさない場合には投資対象に含まれない、又は、基準に応じて投資割合が決定されるような場合)、「ESGは主要な要素である」に該当します。例示をいただいた財務情報スコア等の3つの要素を等分により投資判断を行う場合は、「他の要素と並ぶ一要素としてESGを考慮する」ものと考えられ、ESG投信には該当しないものと考えます。
26	「ESGを投資対象選定の主要な要素としており」について、投資対象選定ではなく、ESGを投資ウェイトの決定要素とする運用戦略(いわゆるティルト)も、ESG投信の範囲に含まれる、という理解でよいか。	原則、ESG投信に含まれますが、ティルト(傾き)の度合いが「主要な要素である」と見せる必要があります。
27	いわゆるESGインテグレーション(運用プロセスにおいて企業の財務情報に加えてESG要素を考慮する手法)を採用する投資信託がESG投信から除かれる場合、以下の点から問題がある。 ・投資運用業界におけるESG投資の主要な手法としてESGインテグレーションは広く普及しており、実態にそぐわないこと。 ・実質的にESG指数連動型投信等のパッシブ投信に限定され、中長期的なサステナビリティや企業価値向上の観点からESG要素を適切に考慮する優良なアクティブ投信が除外されてしまうおそれがあること。 このため、投資信託分野でのESG投資の普及促進のため、ESGインテグレーションを採用する投信についても、ESG投信に含めることを検討してほしい。	ご指摘のESGインテグレーションについては、ESG考慮の方法、程度は多様であると考えており、一律にESG投信に含めることは、投資家の誤認に繋がる恐れがあります。
28	ファンドの名称にESG関連の用語を含まず、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」にESGについて言及していないファンドについて、請求目論見書の運用プロセスの記載の中で補足説明的にESGインテグレーションを用いていることを記載しているのみである場合、当該ファンドは本監督指針が定義しているESG投信には適合していないと理解している。 本監督指針はESG投信に関する留意事項を定めるものであり、ESG投信ではなくESGインテグレーションを銘柄選定の材料の一部にしているファンドについて何らかの規制を意図したのではないことを確認したい。	本監督指針における対象範囲については、コメントも踏まえ修正しております。ESG投信に限定した記載としない部分(投資家の誤認防止や態勢整備)については、ESGを他の要素と並ぶ一要素として考慮した投資を行う資産運用会社も対象となっています。
29	本監督指針案に記載の「ESGを投資対象選定の主要な要素とする」とは、具体的にどのようなことを意味するか。例えば、ESG評価の低位な企業への投資を避ける(言い方を変えれば、ESG評価の良好な企業を優先する(e.g. シンガポールMASのCFC 02/2022の記載例にある「ESG tilts」等)や、炭素排出量がベンチマーク対比低位となるようポートフォリオを構築するなどの運用手法は、ESGを分析の一要素として参照するのみ(ex. ESG要素を参照するのみでありESG評価の低い企業や炭素排出量の多い企業への投資が大宗を占める運用)とは一線を画していることから、ESGを投資対象選定の主要な要素として理解して問題ないか。	ESG投信の該当性については、監督指針を踏まえ、資産運用会社において個別に判断されるものと考えます。投資対象の選定プロセスにおいて、ESGが決定的に重要な要素となっている場合(例えば設定したESGの基準を満たさない場合には投資対象に含まれない、又は、基準に応じて投資割合が決定されるような場合)、「ESGは主要な要素である」に該当し、ESGが投資対象選定の主要な要素であることを合理的に説明できるロジックを資産運用会社において検討する必要があると考えます。
30	ESGの非財務情報を用いて東証1部上場の約二千銘柄を3分の1程度に絞ったESG評価の比較的高い投資候補銘柄の中から、財務情報を重視して数十銘柄程度を選定する運用プロセスは、ESGを投資対象選定の主要な要素としていると言えるか。	ESG投信の該当性については、本監督指針を踏まえ、運用会社において個別に判断されるものと考えます。
31	炭素効率性の高い銘柄や環境情報の開示を十分に行っている銘柄をオーバーウェイト(または炭素効率性の低い銘柄や環境情報の開示が不十分である銘柄をアンダーウェイト)することで、伝統的なインデックス対比で売上あたり排出量が少ないポートフォリオになるよう計算された指数に連動する運用を行うパッシブファンドも、ESGを投資対象選定の主要な要素として判断され、ESG投信に該当すると理解して差し支えないか。	ESG投信の該当性については、本監督指針を踏まえ、運用会社において個別に判断されるものと考えます。
32	国内籍では信託銀行の協力が得られないので事実上不可能と思えるが、例えば外国籍投資信託の委託業者が、ガバナンスが不十分な企業の株式を大量に取得し、株主権を行使することで当該対象企業のガバナンスを改善し、リターンを獲得を目指すことを目的とする外国籍投資信託(いわゆるアクティビストファンド)を設定する場合、これもESG投信に該当するとの理解でよいか。	ESG投信の該当性については、本監督指針を踏まえ、運用会社において個別に判断されるものと考えます。

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
33	医薬品を中心とするヘルスケア・セクターの企業は、人々の厚生・福祉に資するため、ESG評価を他業種企業よりも高く評価している。当該ESG要素だけを根拠としてヘルスケア・セクター・ファンドをESG投信であると思ふことは可能か。	(3)②イにあるとおり、ESG評価が、具体的にESGのどのような項目に着眼しているのか、明確化が必要です。また、一般的には、同じ業種であっても、個々の企業のESG評価には差異があるものと考えられます。
34	例えば、ポートフォリオ企業がESGに力を入れているということを投資対象選定の主要な基準とする投資戦略を採用している場合には、「ESGを投資対象選定の主要な要素としている」ことになるか。この理解が正しい場合、「ポートフォリオ企業がESGに力を入れている」という要素はどのように客観的、数値的に判断すればよいか。例えば、「ESGに力を入れている」ということを主要な選定基準として、特定の産業分野の企業を投資対象として選定する場合、「ESGを投資対象選定の主要な要素」としているが、ESG関連事業が小さい場合、実質的には特定の産業分野に投資する公募投信となってしまうように思われる。ESG投信というからには、ESG関連事業への投資額が一定の割合を超える必要はないか。	ご指摘の基準を採用する場合には、投資先企業が「ESGに力を入れている」ことについて、客観的な基準が必要です。
35	ESG投信の定義は、欧州SFDRの8条ファンド、9条ファンドと同等だという理解でよいのか。そうでない場合は、グローバルスタンダードの観点から好ましくないものとするので確認したい(シンガポールMASのCFC 02/2022では、SFDR8条ファンド、9条ファンドであればMASのESGリテールファンドの開示要件を満たすと読める記載があるが、ESG投信の定義も、欧州SFDRはじめグローバル規制と同等であることを確認するもの)。	香港SFCのCircularと同様、公募投資信託がSFDR8条、9条に該当するかどうかに関係なく、監督指針のESG投信の要件を満たしているかどうかで、ESG投信の該当性を判断する必要があります。
36	マルチアセットファンドの場合、その投資対象ファンドがSFDRの第9条および第8条などグローバルのESGファンド基準を満たしている場合、ESG投信として扱えるか。	投資対象選定のプロセスにおいて、ESGを決定的に重要な要素として勘案する場合(例えば設定したESGの基準を満たさない場合には投資対象に含まれない、又は、基準に応じて投資割合が決定されるような場合)、ESG投信に該当します。
37	秩序だったトランジション(ネットゼロ経済社会への移行)を実現するために必要な素材・技術等のセクターへ投資をする場合のように、日本ではサステナブル・ファイナンスの中核をなすが、海外法令においてはESG投資に該当するかどうか見解がまだ定まっていないテーマについて、「ESG投信」に該当する場合もあると考えてよいのか。	ESG投信の該当性については、本監督指針を踏まえて、運用会社において個別に判断されるものであるため、海外においてESG投資に該当するかどうか見解が定まっていないテーマであっても「ESG投信」に該当する場合もあると考えます。
38	ESG投信の定義として、ESGを投資対象選定の主要な要素とすることが挙げられているが、今後の監督上の評価において、ESGを投資対象選定の主要な要素としているか否かは何をもち判断するのか。	ESGが投資対象選定の決定的に重要な要素となっているかどうかで判断致します。
39	(1)意義、(2)ESG投信の範囲、(3)開示、における「主要な」について: 「ESGを投資戦略の主要な要素」(1)意義、「ESGを投資対象選定の主要な要素」(2)ESG投信の範囲、「ESG投信の純資産額のうち、ESGを主要な要素として」(3)開示)のように、分母と分子が異なる文脈において「主要な」という用語が使用されているので、具体的に明確にしてほしい。	ご指摘を踏まえて修正致しました。ご意見ありがとうございました。なお、投資対象の選定プロセスにおいて、ESGが決定的に重要な要素となっている場合(例えば設定したESGの基準を満たさない場合には投資対象に含まれない、又は、基準に応じて投資割合が決定されるような場合)、「ESGは主要な要素である」に該当します。
40	規制範囲を画するにあたり、投資家がESG投信に関して期待する内容は、「当該投資が環境改善効果を促進すること」であるため、投資判断にあたって環境改善効果が考慮されない事態を防ぐためには「ESG投信の純資産額のうち、ESGを主要な要素として」(indispensable factor)のように、より明確に定めてはどうか。	投資対象の選定プロセスにおいて、ESGが決定的に重要な要素となっている場合(例えば設定したESGの基準を満たさない場合には投資対象に含まれない、又は、基準に応じて投資割合が決定されるような場合)、「ESGは主要な要素である」に該当します。
41	今後、ファンドの銘柄選定においてESGやサステナビリティを考慮することは当然になってくるものと思う。本監督指針案ではESG「も」考慮するというファンドではESGファンドとは認められない、と読めるが、「運用プロセスにおいて適切にESGを考慮しているファンド」なのに「ESGファンドと名乗れない」事が起これば、投資家の不利益となりかねない。については、「ESGを投資対象選定の主要な要素」の「ひとつ」としてあり…」などの文言とし、ESGを適切に考慮しているファンドが「ESGファンド」に分類されるよう対応すべきと考える。	「ESG考慮」の方法や程度は多様であり、ESGが投資対象選定の主要な要素ではないにもかかわらず、「ESG投信」に該当すると主張することは、ESGファンドを巡る世界的な動向を踏まえても、投資家の誤認を招く恐れがあります。ただし、「ESGを考慮している」旨の記載について、当局が禁止するものではありません。
42	「(2)ESG投信の範囲」には、①ESGを投資対象選定の主要な要素としており、かつ②交付目論見書の「ファンドの目的・特色」にその旨を記載しているもの、との記載があるが、交付目論見書の趣旨からは、ESG投信に限らず投資対象選定の主要な要素については、「ファンドの目的・特色」に記載しなければならないと考えている。「投資対象選定の主要な要素」であっても交付目論見書に記載しなくてもよいというあらため誤認を防ぐ意味でも、②の条件は必要なく①の条件のみで必要十分と考える。	原則として、ESGを投資対象選定の主要な要素としている場合には、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」にその内容が記載されるものと考えますが、投資家がESG投信であると判断できる内容が記載されていることを明確化するために②の要件も記載しております。
43	In English version, the word "ESG as a key factor" is used in the definition of ESG Investment Trust. On one hand, the word "ESG as a main factor" or "the main factor" is also used in the proposal. Could you pls tell us whether if you intentionally use these different words or not. If it is intentional, it would be appreciated if you could provide more detailed color of the difference between these two terms.	Based on your comments, we have revised the supervisory guidelines.
44	多くの運用会社がすべての運用にESGを考慮していると公言している中、指針案の「ESG投信」の定義では、あらゆる公募投資信託が該当してしまう可能性があるのではないかと。また、名称・愛称にESGを付した中身が不明な投信が該当しないおそれがあるため、「ESG投信」の定義の3つ目として、「名称にESGに関連する用語を含むもの」を加えてはどうか。	ESG投信は、ESGを投資対象選定の主要な要素とする公募投資信託が該当する一方、財務指標など他の要素と並ぶ一要素としてESGを考慮するものは該当しません。また、ESG投信に該当しない公募投資信託に対しては、(3)①の規定により、投資家の誤認を防止することとしております。
45	ESG投信に分類されるファンドは、大きく分けて、(1)環境等に直接関係するか否かにかかわらずESGの総合評価を投資成果より優先して、主要な要素として銘柄選抜をするもの、(2)ESGの総合評価も、目的・投資判断のひとつではあるものの、環境や社会の特定課題等に直接関係する銘柄を主要投資対象とするもの(たとえば、脱炭素等の環境関連のテクノロジーやソリューションを提供する銘柄等)があると思われる。後者においては、環境や社会の特定課題等を明確にしたうえで当該特定課題等に関する銘柄群(投資ユニバース)に対して主として投資することとされていれば、今回の本監督指針の契機となったとされる運用実態が見合っていないのではないかと懸念は当てはまらず、また、投資家に誤解を与えることもないと思われる。については、本監督指針におけるESG投信の範囲に(1)および(2)の両方が含まれることを明示していただきたい。そこで、(3)②のロ、ハ、ニについては上記(1)に該当するファンドを前提とするものであって、上記(2)に該当するファンドについてはそのまま当てはまらないように思われるため、上記(2)に該当するファンドにはこれらが適用されないことを明確にするか、あるいは別途より適切な文言に書き分けることが必要と考える。	ご指摘の点は、「(2)ESG投信の範囲」で定めるESG投信の定義に含まれると考えられ、「(3)開示」の「②投資戦略」において、ご指摘の2類型のどちらに該当するのかが、具体的な説明を求めています。
46	(2)「ESG投信の範囲」の外部委託運用の場合の記載は、ファンド・オブ・ファンズの場合も含まれる議論と思われるため、「なお、外部委託運用等(運用再委託する場合の他、ファンド・オブ・ファンズで外部運用会社の運用する投資信託証券に投資する場合などを含む、以下同じ)の場合は、投資戦略を踏まえ」と包括定義してはどうか。(以下に既出する「外部委託運用」にも「等」を付ける。)	ご指摘を踏まえて修正致しました。ご意見ありがとうございました。

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
47	「投資信託委託会社が本監督指針に照らして適切に判断することとする。」としてはどうか。	ご指摘の修正はいたしません、ESG投信の該当性については、本監督指針を踏まえて、資産運用会社において個別に判断されるものと考えます。
48	対象となる公募投資信託がESG投信の範囲に含まれるか否かを判断するにあたり、「外部委託運用の場合は、投資戦略を踏まえ、投資信託委託会社が適切に判断する」とあるが、具体的にどのような事項を検証すれば「適切に判断した」といえるか。外部委託運用先が、①ESGを投資対象選定の主要な要素としており、かつ、②投資ガイドラインにESGを投資対象選定の主要な要素とする旨を記載している場合、投資信託委託会社は、自社の公募投資信託をESG投信と判断し、要求される情報を開示すべきということになるか。	外部委託運用におけるESG投信の該当性についても、本監督指針を踏まえて、運用会社において個別に判断されるものと考えますが、実質的には(2)①への該当性を判断していただくことになると考えます。後段についてはご理解のとおりです。
49	「(2) ESG投信の範囲」における「主要な要素」として考慮するファンドかどうかは、外部委託運用の場合と同様に、資産運用会社が(各々)適当と考えられる基準を策定したうえで適切に判断するという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
50	なお書きの「外部委託運用」については、運用の再委託だけでなく、他の投資信託(含む国内外のETF)を組み入れるファンドオブファンズも含まれると解している。「ESG投資として適格とされている(ESG投信)」インデックスファンドで構成された投信(ファンドオブファンズ)は、(2) ESG投信の2つの要件を満たせば「構成要素がESG投資ファンドである」という要素だけでESG投信ということができるとの理解でよいのか。	ご理解のとおり、「外部委託運用」には、ファンド・オブ・ファンズ方式を含み、ESGを投資対象選定の主要な要素とするファンドを投資対象としていると判断できる場合、(2)①を満たすと考えられます。
51	ファンドオブファンズ型の公募投信において、組み入れるファンドの中に、ESG投信として適格ではないものを一部含んでいても、VI-2-3-5(2)に即していれば、当該ファンドオブファンズ型の投信は、ESG投信の範囲に含まれると解してよいのか。	ファンド・オブ・ファンズ方式の場合、全体として、ESGを投資対象選定の主要な要素とするファンドを投資対象としていると判断できる場合、(2)①を満たすと考えられます。
52	「なお書き」では、「外部委託運用の場合は、」としているが、FOFsでもその投資対象とするファンドが当該FOFs総体としてESGを投資対象選定の主要な要素としていると判断される場合は、本監督指針の適用対象となると考えようか。	ファンド・オブ・ファンズ方式の場合、全体として、ESGを投資対象選定の主要な要素とするファンドを投資対象としていると判断できる場合、(2)①を満たすと考えられます。
53	SFDRの第9条および第8条のファンドとして欧州での開示を行う外国籍ファンドに資産の大部分を投資するファンド・オブ・ファンズ形式の公募投信は、本監督指針で示された定義を個別に検討することなくESG投信に該当する取り扱いとしてほしい。	ESG投信の該当性については、本監督指針を踏まえて、資産運用会社において個別に判断されるものと考えます。
54	ファンド・オブ・ファンズ形式の投資対象ファンドの一部にESGを投資対象選定の主要な要素とするファンドを含む場合、投資対象ファンドについて本監督指針案にある開示や態勢整備が求められるのか。	ESG投信ではないものについて、特段、ESG投信に関する開示を求めるものではありません。
55	本監督指針では、「ESGを投資戦略の主要な要素として掲げる我が国の公募投資信託」を「ESG投信」と定義づけている。この場合、私募の(適格機関投資家向け)投資信託や、外国籍の投資信託類似のファンドは本監督指針の対象外になると理解してよいのか。本監督指針は、国内の事業会社を射程としており、「我が国の公募投資信託」とは、いわゆる国内籍の投資信託を指すものと理解してよいのか。	ご理解のとおりです。
56	(2)において「ESG投信は、下記に該当する公募投資信託とする。」としており、公募投信が対象であることは明確であるが、私募投信に係る記載はない。本監督指針は、私募投信には適用されないとの理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
57	本件は公募投信のみが対象であるが、(2)①②に定める「ESG投信」の定義が将来的にも私募投信には援用されないという理解でよいのか。個人投資家保護の観点から、公募投信に関して一定の指針を設ける必要性は理解するものの、機関投資家においては、各自サステナブルファイナンス推進の目標等を定めて取り組んでいるところ、何を以てESG投資と定義するかは、各機関投資家が目指す望ましい社会の在り方との関連の中で各自判断すべきものであり、一律的な定義を設けることはかえってESG投資推進を阻害すると考える。	本監督指針が公募投資信託のみを対象としている点についてはご理解のとおりです。
58	本監督指針の対象範囲は公募投資信託とされているが、私募投資信託にも広げるべきではないか。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。なお、本監督指針で求められる内容に加えて、各資産運用会社が自主的な開示の充実を図ることは望ましいことと考えます。
59	本監督指針については、外国の運用業者が外国で運用する外国投資信託を代行協会員を通じて国内に公募で持ち込む場合は適用されないとの理解でよいのか。その場合、外国事業者と国内事業者の競争の公平性の観点から、日本証券業協会が定める外国投資信託の持ち込み基準において本監督指針と同様のルールを定めるなど、何らかの対応をご検討いただきたい。	本監督指針の適用範囲についてはご理解のとおりです。外国投資信託は運用される国の規制に基づく開示等がなされると考えられることから、本監督指針と同様のルールを定めることは考えておりません。後段については、ご意見として承ります。
60	本監督指針については、国内で販売されている公募の外国籍投資信託は対象外であることを確認したい。例えば、外国投資信託の販売時に日本独自の愛称を付すことがあるが、その際のESGに関連する文言の使用等についても対象外との理解でよいのか。	本監督指針の適用範囲についてはご理解のとおりです。外国投資信託は運用される国の規制に基づく開示等がなされると考えられることから、本監督指針と同様のルールを定めることは考えておりません。なお、金融商品の販売において、販売者は投資家の誤認を招かないよう留意する必要がありますと考えられます。
61	To enhance international interoperability, the FSA should generally deem a foreign ESG Investment Trust as compliant if it meets comparable ESG disclosure requirements of its home jurisdiction. Given the cross-border nature of ESG-related issues and corresponding investments, we encourage the FSA to take into consideration and generally deem compliance with the FSA disclosure requirements proposed in the Draft Amendments in cases where a foreign ESG Investment Trust (or similar regulated ESG fund) meets the relevant ESG disclosure requirements of its home jurisdiction that has a broadly comparable (or more extensive) ESG disclosure framework. To facilitate this interoperable approach, the FSA could provide a list of jurisdictions which it considers having sufficient ESG disclosure requirements to be deemed compliant with the FSA requirements. Not only would this approach reduce regulatory fragmentation across jurisdictions, but it would also foster continued growth in cross-border sustainable investment channels and choices for retail investors in Japan.	We would take into account your comments when we consider our future regulatory framework.
62	投信法においては、契約型ファンドを「投資信託」、会社型ファンドを「投資法人」と呼び分けているが、一方で世間一般では、投資法人も含め広く「投資信託」という言葉で理解または表現されている場合は少なくないと思われる。本監督指針における「投資信託」が法令による呼び分けと同じと理解して良いか。この場合、REITなどの「投資法人」が指針の適用対象外となるように思われるが、ESGの公正な発展という指針の背景を考慮すると、「投資法人」も適用対象とすべきと考えるが、いかがか。	本監督指針が公募投資信託のみを対象としている点についてはご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて、一般個人に提供されているJ-REITについては、今後状況を見つつ、対応を検討いたします。

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
63	<p>「ESG投信の範囲」には、①ESGを投資対象選定の主要な要素としており、②交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、その旨を記載している「公募投資信託」のみが記載されている。</p> <p>(1)①及び②に該当する公募投資証券(たとえば、J-REIT)は、本監督指針の適用対象とならないように読めるが、そのような理解で正しいか。適用対象でない場合、当該公募投資証券の情報開示や運用に関する態勢整備について、当該留意事項を自発的に検証することが推奨されるか。</p> <p>(2)①及び②に該当する公募の集団投資スキーム持分は、本監督指針の適用対象とならないように読めるが、そのような理解で正しいか。適用対象でない場合、当該集団投資スキーム持分の情報開示や運用会社の態勢整備について、当該留意事項を自発的に検証することが推奨されるか。</p> <p>(3)①に該当し、②ファンドの販売資料の「ファンドの目的・特色」にESGを投資対象選定の主要な要素としている旨を記載している「私募投資信託」「私募投資証券」「私募の集団投資スキーム持分」は本監督指針の適用対象とならないように読めるが、そのような理解で正しいか。適用対象でない場合、これらのファンドの情報開示や運用会社の態勢整備について、当該留意事項を自発的に検証することが推奨されるか。</p> <p>(4)日本で私募の形で販売される投資信託が、外国で公募される①及び②に該当する投資信託に投資する場合において、当該私募投資信託の投資対象を選定するにあたり、投資先の外国公募投資信託の情報開示や運用会社の態勢整備について、当該留意事項を自発的に検証することが推奨されるか。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、一般個人に提供されているJ-REITについては、今後状況を見つつ、対応を検討いたします。</p>
64	<p>「ESGを投資対象選定の主要な要素としている旨」を「ファンドの目的・特色」に記載する際、「ファンドの目的」または「ファンドの特色」のどちらに記載するかと言った記載箇所やその表現方法は、個々のESG投信の商品性等を考慮した上で、委託会社が判断できるという理解で良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。通常のESG投信の場合、「ファンドの特色」への記載が考えられる一方、インパクトを創出を目的としたESG投信の場合、「ファンドの目的」への記載も考えられます。</p>
65	<p>ESGに関する記載をファンドの目的、とファンドの特色のどちらに書く主旨か。ファンドの目的は約款の投資方針と業法書がリンクしているため、むしろファンドの特色に書くのみでよいか。</p>	<p>当該「ファンドの目的・特色」との記載は、「ファンドの目的」及び「ファンドの特色」の両方に必ず記載いただくことを意図するものではありません。必要と考えられる個所に適切に記載いただくようお願いいたします。</p>
66	<p>「ファンドの目的・特色」にその旨を記載、とあるが、「ファンドの特色」に具体的な記載を委ね、「ファンドの目的」では、それを「参照」する旨の記載とすることでよいのか。具体的には、例えば、「ファンドの特色および運用プロセスに基づき組入れ対象銘柄を選定し、」などの表記を「ファンドの目的」に記載し、詳細を「ファンドの特色」に記載する方法が考えられる。</p>	<p>ESGを投資対象選定の主要な要素とすることについて、「ファンドの目的」及び「ファンドの特色」の両方に必ず記載いただくことを意図するものではありません。通常のESG投信の場合、「ファンドの特色」への記載が考えられる一方、インパクトを創出を目的としたESG投信の場合、「ファンドの目的」への記載も考えられます。</p>
67	<p>(3)開示①後段の記載について、ESG投信の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」等に「ESGを投資対象選定の主要な要素」としている旨を記載すると、ESGに関する要素が主要な要素の一つであるか、投資家から見て不明確になる可能性があるため、(2)ESG投信の範囲の「ESGを投資対象選定の『主要な』要素としており、」は「最も重要な」などと明確にした上で、ESG投信については交付目論見書に加え、関係者を法的に拘束する投資信託約款にもそのように記載するのが望ましいと考える。</p>	<p>交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、形式的に「このファンドは、ESG投信であり、ESGを主要な要素として投資対象銘柄を選定しております」といった文言を記載するだけでは、投資家にはそれが何を意味するのかが伝わり難く、投資家の混乱を招くと考えられます。重要なことは、投資対象の選定プロセスにおいて、実質的に、ESGが主要な要素であることが、「ファンドの目的・特色」の記載内容から投資家に理解されることだと考えられます。</p> <p>従って、形式的に「投資対象の選定において、ESGは主要な要素である」、「投資対象の選定において、ESGは最も重要な要素である」等と記載するすることは適切ではないと考えます。</p> <p>信託約款への記載については、ご意見として承ります。</p>
68	<p>交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、その旨を記載しているものとあるが、「その旨」とは、「ESGを投資対象選定の主要な要素としている」という文言を記載しているものという意味か、またはVI-2-3-5(3)②③のような具体的な内容を記載しているものという意味か、もしくはその両方か。</p>	<p>交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、形式的に「このファンドは、ESG投信であり、ESGを主要な要素として投資対象銘柄を選定しております」といった文言を記載するだけでは、投資家にはそれが何を意味するのかが伝わり難く、投資家の混乱を招くと考えられます。重要なことは、投資対象の選定プロセスにおいて、実質的に、ESGが主要な要素であることが、「ファンドの目的・特色」の記載内容から投資家に理解されることだと考えられます。</p> <p>従って、形式的に「投資対象の選定において、ESGは主要な要素である」、「投資対象の選定において、ESGは最も重要な要素である」等と記載するすることは適切ではないと考えます。</p>
69	<p>仮に交付目論見書の「ファンドの目的・特色」で「ESGを投資対象選定の主要な要素としている」旨の記載がない場合は、ESG投信には含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、形式的に「このファンドは、ESG投信であり、ESGを主要な要素として投資対象銘柄を選定しております」といった文言を記載するだけでは、投資家にはそれが何を意味するのかが伝わり難く、投資家の混乱を招くと考えられます。重要なことは、投資対象の選定プロセスにおいて、実質的に、ESGが主要な要素であることが、「ファンドの目的・特色」の記載内容から投資家に理解されることだと考えられます。</p> <p>従って、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の記載内容から、「ESGが投資対象選定の主要な要素である」と捉えることができるような場合には、当該公募投資信託は、「ESG投信」に該当します。</p>
70	<p>インパクト投資等で信託財産の成長以外の目的も存在する場合には、「ファンドの目的・特色」にその目的も記載すべきファンドもあると考えるべきか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
71	<p>2023年3月末までに設定され、ESGに関連する用語が名称や愛称に含まれるものの、今回の基準を満たさずESG投信に該当しないと判断されたファンドについて、ファンド名称等を変更することは、重大な約款変更には該当しないという理解でよいのか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
72	<p>交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方法では、約款の「運用の基本方針」の記載内容である「環境ビジネスに関連する企業の株式に投資する」旨だけが転記されているところ、ESG投信とするために「銘柄選定に当たってはESGの要素を重視する」というファンドマネージャー個人の投資態度を新たに交付目論見書に挿入する場合、約款にも同様の変更が必要でしょうか。必要である場合、それは重大な内容の約款変更には該当するか。該当しないのであれば、その旨を担保してほしい。</p>	<p>投資信託約款の変更の必要性については、各資産運用会社において判断すべきものと考えます。</p> <p>なお、運用プロセスを明確化する観点の投資信託約款の変更は、重大な約款変更には該当しないものと考えられます。</p>

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
73	<p>We support the FSA's principles-based definition of ESG Investment Trusts and the naming policy.</p> <p>Defining ESG Investment Trusts. ICI Global welcomes the FSA's principles-based approach in defining ESG Investment Trusts. In particular, we agree with the decision to not prescribe a numeric threshold of ESG investment and instead permit an investment trust to determine whether to identify itself as an ESG Investment Trust in the "Objective and Characteristics of the Fund" section of the delivery prospectus. We believe this flexible and disclosure-based approach will allow for the greatest degree of innovation and growth in the still rapidly evolving ESG market.</p> <p>Given the wide spectrum of potential ESG investment strategies, and continued evolution of the global market for ESG products, we would encourage continued open dialogue between the FSA and ICI Global and its members during the implementation phase of the revised supervisory guidelines, in order to avoid any potential misunderstanding of the FSA's expectations regarding the characteristics of ESG Investment Trusts.</p>	<p>We would take into account your comments when we consider our future regulatory framework.</p>
74	<p>ESG投信の範囲は、ある意味その境界線が必ずしも明確でない中、運用会社(その運用委託先など)が、あるファンドについて、ESGを投資対象選定のプロセスの一部にしていたとしても、当該ファンドをESG投信ではない、またはESG投信としての運用・開示を行わないと考える場合、これを本監督指針における「ESG投信」としないという運用会社の判断は、VI-2-3-5(2)②における記載などで、誤認を受ける記載をしなければ、問題ないと理解して良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
75	<p>目論見書表紙などの分かりやすい箇所での「ESG投信」であるとの表示が必要と考える。これは、VI-2-3-5(2)①での判断が委託会社に委ねられる余地がある中、委託会社がその責任においてその判断を明確にすることが重要であると考えられ、ひいては顧客誤認を防止する観点から極めて基本的かつ重要な要請だと考えられる。</p>	<p>本監督指針で求められる内容に加えて、各資産運用会社が自主的な開示の充実を図ることは望ましいことと考えます。</p>
76	<p>Names of Investment Trusts. We agree with the FSA's approach to the names of investment trusts and related disclosures, whereby only self-identified ESG Investment Trusts would be permitted to use ESG-related terms(*) in the names, complemented by additional disclosures of the product's ESG-related features.</p> <p>Additionally, we appreciate that the FSA would allow investment trusts that do not self-identify as ESG Investment Trusts to use ESG-related terms in the delivery prospectuses and other materials when relevant and appropriate, provided that these terms are used in a proportionate way in describing how ESG information is integrated into the investment process. This approach will facilitate retail investors' exposure to and understanding of various ESG-related practices and investment strategies.</p> <p>*We note that, depending on the context in which they are used, certain terms – such as “sustainable” or “impact” – may not be solely used for ESG investment strategies and thus should not be considered ESG-related terms.</p> <p>For example, “Sustainable Growth” could reasonably be read as an investment focus of growth that is sustainable (or “maintainable”) over time and “impact” could be a non-ESG term (for example, there are cases in which an investment trust can make a measurable impact in ways that do not relate to environmental, social, or governance objectives).</p>	<p>As to introduction of the naming principle in the revised supervisory guidelines, we referred to regulations in other countries and based on such information, we believe examples of the names related to ESG are reasonable enough.</p>

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
77	ESGに関する用語を判断するにあたり、参照すべき文献などはあるか。当社では、指針に例示された以外で「SRI」、「エコ」などの使用実績があり、投資家の誤解を招かないという趣旨を踏まえ、業界全体で判断に使える基準があると望ましい。	ESGを巡る動向は国際的にも動きが早い分野であり、ESG関連用語については、状況変化に応じて資産運用会社が適切に判断することが期待されます。なお、更なる投資家の誤認防止のために業界全体における基準を設けることは望ましいと考えます。
78	「サステナブルなどESGに関する用語」という記載は曖昧で、限定列挙すべき。記載例になく問題ないと判断したにもかかわらず、事後的に当局等から指摘される恐れがある。	ESGを巡る動向は国際的にも動きが早い分野であり、限定列挙するよりも、状況変化に応じて資産運用会社が適切に判断することが期待されます。
79	ESG、SDGs(Sustainable Development Goals)、グリーン、脱炭素、インパクト、サステナブルなど、ESGに関連する用語の範囲は具体的には何か、限定列挙してほしい。	ESGを巡る動向は国際的にも動きが早い分野であり、限定列挙するよりも、状況変化に応じて資産運用会社が適切に判断することが期待されます。
80	ESGに関連する用語について、次の語が含まれるかを確認したい。SRI、社会貢献、ファミリーフレンドリー、社会的責任投資、女性活躍、女性活力、世の中を良くする、エコ、水素エコミー、クリーンテック、電気自動車、EV、健康社会応援、げんきシニア、未来の夢創生、未来共創、アクティビスト、未来変革	ESGを巡る動向は国際的にも動きが早い分野であり、限定列挙するよりも、状況変化に応じて資産運用会社が適切に判断することが期待されます。
81	ESG投信に該当しないファンド名称等を含むべきでない用語について、列挙されたものの他に何か想定しているものがあるか。	ESGを巡る動向は国際的にも動きが早い分野であり、限定列挙するよりも、状況変化に応じて資産運用会社が適切に判断することが期待されます。
82	ある用語がESGに関連するかどうかの判断するにあたっての考え方はあるのか。委託会社の判断に任せられるのか。	ESGを巡る動向は国際的にも動きが早い分野であり、限定列挙するよりも、状況変化に応じて資産運用会社が適切に判断することが期待されます。
83	「持続可能な社会の構築に向けて、環境や社会のインパクト創出を目的としているESG投信」とあるが、当該ESG投信かどうかは各社の判断で分類されるものであり、公募投資信託の名称又は愛称にインパクトの用語が入ることで外形的に分類されることはないとの理解でよい。	ESG投信かどうかは資産運用会社で判断されるものではありませんが、ESG投信ではない公募投資信託の名称に「インパクト」の名称をつけることは、投資家が誤認する恐れがあると考えます。
84	顧客誤認を防止する観点からは、ESG投信ではない旨を交付目論見書に明記するだけでは不十分と考える。ESG投信でなければその名称や愛称は修正すべきである。	ご指摘を踏まえて修正致しました。ご意見ありがとうございました。
85	ESG投信に該当しない公募投資信託のうち、2023年3月末までに設定されたものについて、その名称又は愛称にESGに関連する用語が含まれている場合には、ESG投信ではない旨を交付目論見書に明記することと記載されている。本監督指針はグリーンウォッシング問題に関して一般投資家を保護することが目的と理解するが、一般投資家は通常は監督指針についての理解はなくESG投信がそもそもどのようなものであるかも理解していないことが容易に想像できる。にもかかわらずESG投信でない旨を交付目論見書のどこかに明記することで誤認に直接結びつくファンド名へのESG関連用語の使用を許容すると、本来の目的である一般投資家保護が達成できないと考える。一時的な対応としてESG投信ではない旨を交付目論見書に明記する対応とすることには賛成だが、一定期間の猶予を与え、ファンド名を適切に修正することも併せて示すべきではないか。	ご指摘を踏まえて修正致しました。ご意見ありがとうございました。
86	ESG投信に該当しない公募投資信託の名称又は愛称に、ESG、SDGs、グリーン、脱炭素、インパクト、サステナブルなど、ESGに関連する用語が含まれている場合は、投資家保護の観点から、可及的速やかにファンドの名称又は愛称を変更する約款変更を行うべきと考える。	ご指摘を踏まえて修正致しました。ご意見ありがとうございました。
87	「その名称又は愛称にESGに関連する用語が含まれている場合には、ESG投信ではない旨を交付目論見書に明記しているか。」という部分について、小さく一行記載される対応だけでは、顧客誤認の防止につながらないのではないか。名称にESGに関連する用語を含むものは、適切な情報開示をするか、繰上償還すべきではないか。	ご指摘を踏まえて修正致しました。ご意見ありがとうございました。
88	ESG投信ではない旨を明記すれば、ファンドの名称変更までは将来的にも不要との理解でよい。	既存のESG投信に該当しないESG関連用語を名称等を含む公募投資信託については、できる限り速やかにESG関連用語を名称等から削除することが望ましいと考えます。なお、その旨を明確にするため、修正致しました。ご意見ありがとうございました。
89	ESGやカーボンなどESGを想起させる単語を名称に含む指数に連動するインデックスファンドを運用する場合のうち、当該ファンドがESG投信(ESGを投資対象選定の主要な要素としている)と判断されない場合、「ESG投信でない」旨を目論見書に明記し、指数の算出方法は十分に開示の上であれば、指数名をそのままファンド名に利用することは問題ないと理解してよい。	既存のESG投信に該当しないESG関連用語を名称等を含む公募投資信託については、できる限り速やかにESG関連用語を名称等から削除することが望ましいと考えます。なお、その旨を明確にするため、修正致しました。ご意見ありがとうございました。
90	(3)開示1顧客誤認の防止について：2023年3月末までに設定されたファンド名にESG関連の用語を付された投信が、ESG投信に該当しないことが判明した場合は、ESG投信に該当しない旨を目論見書に明記すれば、ファンドの名称変更は不要との理解でよい。	既存のESG投信に該当しないESG関連用語を名称等を含む公募投資信託については、できる限り速やかにESG関連用語を名称等から削除することが望ましいと考えます。なお、その旨を明確にするため、修正致しました。ご意見ありがとうございました。
91	誤認防止を図るため、2023年4月以降に設定する投信についても、ESG投信の該当性の有無を明記することは差支えないか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、2023年4月以降に新設されるESG投信に該当しないと判断される公募投資信託について、交付目論見書にESGを投資対象選定の主要な要素としていない旨を明記していても、名称等に「ESG」等の関連用語を用いることは適切ではないと考えます。なお、ESG投信に該当すると判断される公募投資信託について、ESG投信である旨を表示することについては特段の問題はないものと考えます。
92	2023年4月以降に設定される投信で、ESG投信でなく名称にESGに関連すると受け取られかねない用語(フード、ウォーター等)が含まれる場合に、ESG投信ではない旨を交付目論見書に記載すれば監督指針違反とならないと考えて良いか、そうでないならば、例外措置を恒久化してほしい。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、2023年4月以降に新設されるESG投信に該当しないと判断される公募投資信託について、交付目論見書にESGを投資対象選定の主要な要素としていない旨を明記していても、名称等に「ESG」等の関連用語を用いることは適切ではないと考えます。また、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の記載内容から、「ESGを投資対象選定の主要な要素としている」(ESG投信)と解釈できる場合、交付目論見書に「ESG投信ではない」旨を敢えて記載することは投資家の誤認防止の観点から適切ではないと考えます。

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
93	<p>「また、ESG投信に該当しない公募投資信託のうち、2023年3月末までに設定されたものについて、その名称又は愛称にESGに関連する用語が含まれている場合には、ESG投信ではない旨を交付目論見書に明記しているか。」とあるが、『2023年3月末までに設定されたものについて、』の部分は削除し、今後の新規ファンドも当該取扱いの対象とすべきと考える。</p> <p>その理由としては、「ESGに関連する用語」という概念が具体的な単語レベルでの指定となっていないため、運用会社側ではESG投信ではない想定でファンドを設定したにも関わらず、事後的に「ファンド名称のうちこの単語はESGに関連する単語である」と外部から判断される恐れがあり、その可能性を踏まえたと少しでもESG要素が伺えるような単語は、ESG投信以外のファンドの名称に使えなくなってしまうような事態が考えられる。</p> <p>その場合、そのような禁止用語がある事で商品性を適切に説明できなくなってしまう事も有り得るため、設定時期に関わらず、委託会社が「ESGに関連する用語」と捉えられる可能性があると考えられる場合には、ESG投信ではない旨を交付目論見書に明記する事で、当該用語をファンド名に使用する事を許容するルールとすべきであると考える。</p>	<p>ご意見としては承りますが、投資家の誤認防止の観点からご指摘のようなルールは適切でないと考えます。</p>
94	<p>約款に記載されたファンドの目的を変更する場合、基本となる投資方針、商品性に変更がなければ、重大な約款変更にあたらないと整理することができるか。</p>	<p>投資信託約款に記載されたファンドの目的の変更は、投資信託及び投資法人に関する法律第四条第二項第六号に規定される運用に関する事項に含まれる可能性があり、一概に重大な約款変更への該当性を否定することはできません。なお、名称や愛称の変更及び投資方針や運用プロセスの実質的な変更ではなく明確化するだけの変更は、商品としての基本的な性格を変更させることとなるものではないと考えられるため重大な約款変更には該当しないと考えられます。</p>
95	<p>2023年3月末までに設定され、ESGに関連する用語が名称や愛称に含まれるものの、今回の基準を満たさずESG投信に該当しないと判断されたファンドについて、ファンド名称等を変更することは、重大な約款変更と該当しないという理解でよいのか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
96	<p>ESG投信に該当しない公募投資信託において、ファンド名称にESGに関連する用語が含まれている場合はESG投信ではない旨を交付目論見書に明記することとされているが、記載する場所は「ファンドの目的・特色」でよいのか。</p>	<p>2023年3月末までに設定された公募投資信託の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の記載内容から、「ESGを投資対象選定の主要な要素としている」とは解釈できないものの、ファンドの名称に「ESG」等の用語をつけている場合には、投資家の誤認防止の観点から、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」等に「ESG投信ではない」旨を記載する必要があります。</p>
97	<p>「誇張した説明」との表現は分かり難い印象がある。ESGの要素が「副次的」な銘柄選定基準であるにもかかわらず、「主として」と捉えられかねない表現をしている場合に該当することになるのか。判断基準が主観的なものになっていて分かり難い。「ESG投信ではない旨を交付目論見書に明記」とあるが、記載する場所は表紙のページでよいのか。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修文致しました。ご意見ありがとうございました。</p> <p>2023年3月末までに設定された公募投資信託の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の記載内容から、「ESGを投資対象選定の主要な要素としている」とは解釈できないものの、ファンドの名称に「ESG」等の用語をつけている場合には、投資家の誤認防止の観点から、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」等に「ESG投信ではない」旨を記載する必要があります。</p>
98	<p>ESG投信でない旨を交付目論見書に明記するにあたり、記載場所等に指定はあるか。また、本監督指針というESG投信には該当しないが、当社(海外グループ)が考えるESG関連投資であるということについて交付目論見書に明記するにあたり、上記同様に記載場所等に指定はあるか。</p>	<p>ESG投信でない旨を明記する場所は、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」等が考えられます。表紙にも記載するなど、投資家の誤認防止の観点で適切な場所に記載いただくことが望ましいと考えます。なお、グループの考えを示す場合、投資家の誤認を招かないよう記載内容等について配慮が必要があると考えます。</p>
99	<p>ESGを投資対象選定の主要な要素とはしていない公募投資信託では、交付目論見書のファンドの目的・特色等での記載がESGと誤認されるような誇張した説明とはしないこととされている。法令の広告規制の趣旨や、投資家の購入動機の形成が交付目論見書の定型的な記載よりもパンフレット等の販売用資料やインターネット広告での平易な記載と視覚的情報によるところが大きい実態を踏まえると、「交付目論見書その他広告等でのESGに関する表示が、ESG投信であると投資家が誤認するような誇張した内容となっていないか」とされてはいいか。交付目論見書ではESGを単一要素としながら広告媒体では環境への貢献を表紙のキャッチコピーにしたり、人目を引くデザインの国連のSDGsアイコンを多用したりするような手法で潜脱が可能ではないかと懸念する。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修文致しました。ご意見ありがとうございました。</p>
100	<p>投資対象の選定において、財務指標等など他の要素と並ぶ一要素としてESGを考慮するがESG投信でない公募投資信託について、ESG投信でない旨を明確にすれば、広告資料等にESGについての取組等を記載しても、顧客誤認の防止について疑義を持たれることがないと理解してよいのか。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修文致しました。ご意見ありがとうございました。</p>
101	<p>インテグレーションを済ませている戦略(投信)について、運用プロセス中に「ESG要素を考慮している」旨記載している事は事実の開示であり「誇張」にあたらないと考えているがその理解でよいのか。また、こうした記載を追加する変更を定期改版によって行うことを考慮しているが、その対応には一年半程度の猶予期間を設けて欲しい。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修文致しました。ご意見ありがとうございました。</p> <p>なお、本監督指針を受けた目論見書等の変更に係る対応期限は設定しませんが、合理的と考えられる期間内に、速やかな対応が期待されます。</p>
102	<p>「ESG投信であると投資家に誤認されるような誇張した説明」と思われる箇所があった場合、また、約款にも同様の記載があった場合に、約款変更までは要されるものではなく、目論見書の適切と考えられる箇所に、「※当ファンドはESG投信ではありません。」などと記載することで足りるのか。</p>	<p>実際にはESG投信ではないにも関わらず、約款内に「ESGを投資対象選定の主要な要素としている」と解釈できる文言がある場合には、約款が本来の商品性を適切に反映していないことになるため、当然約款変更が必要になります。</p>
103	<p>2023年3月末までに設定された公募投信で、ESGに関連する用語を名称・愛称に使用しておらず、ESGが銘柄選定の主要な要素ではなく、「ESG投信」に該当しないと考えるファンドの場合、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」においてESG理念を銘柄選定にあたっての着目点の一つとして記載することは、ESG投信であるとの誤認を招くものではないと考えて差し支えないか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
104	<p>ESG投信の定義について、例えば、投資対象企業の分析に際し、SASB(米国サステナビリティ会計基準審議会)のフレームワークを活用し、投資候補先企業の売り上げや費用、資本コスト等の予想値を調整しているに過ぎない場合は、ESG投信に該当しないことになるか。</p> <p>また、ESG投信に該当しない場合、交付目論見書の運用プロセスの説明においてSASBのフレームワークを活用している点に言及することは一律に禁止されるものではなく、「ESG投信であると投資家に誤認されるような誇張した説明」にならない範囲であれば許容されるという理解でよいのか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
105	<p>「ESG投信であると投資家に誤認されるような誇張した説明」の範囲には、ESG投信に類似する用語を使用するような場合も含まれるか。例えば、ESG投信ではない商品の交付目論見書において、ESG商品やESG関連商品として表示することは誤認されるような誇張した説明になるか。</p>	<p>ご指摘のような記載は、投資家が誤認する恐れがあると考えられます。</p>

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
106	<p>顧客誤認の防止は今回の規制の一つの主眼だと理解するが、「ESGを主要要素として投資判断に考慮すること」が「超過収益」あるいは絶対収益の源泉と主張するファンドについては確かに誤認のリスクはあるにせよ、一般に「ESGを投資対象選定の主要要素」とするとうたっているだけで「誤認」のリスクがあるというのはやや飛躍しすぎのように思う。「投資対象選定の主要要素」に関する消費者の誤認のリスクを問題にするのであれば、他のテーマ型投信についても同様のリスクを持つものがあると思う。</p> <p>後段において、「財務指標等など」という用語は「財務指標等」でよいのか。「など」に他の含意があるか。</p> <p>財務指標の評価と明確に区別して、独立した形でESG評価を個別の投資対象に付し、ESG評価に係る最低の基準を決めてそれを上回るもののみを投資対象とする場合は、ここでいう「他の要素と並ぶ一要素としてESGを考慮」していることには含まれないと考えてよいか。</p>	<p>ESG考慮の方法や程度は多様なものと理解しており、それらを全て一律に「ESG投信」とすることは、ESG投資の健全な発展を阻害する可能性があり、考慮の程度に応じた制限を設ける必要があると考えております。</p> <p>ご指摘いただいた「など」については、修正致しました。ご意見ありがとうございました。</p> <p>また、ご提示頂いた例は、「他の要素と並ぶ一要素としてESGを考慮していること」には含まれないとの意見はご理解のとおりです。</p>
107	<p>i. Prevention of customer misunderstanding the 3rd bullet point We would suggest “main” should be changed to “key” for consistency.</p>	<p>Based on your comments, we have revised the supervisory guidelines.</p>

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
108	目論見書のファンドの目的や特色部分に「主に世界の気候変動対応に責任を持って取り組む企業の株式に実質的に投資する」と明記することで左記要件を満たすと考えているが問題ないか。	回答は差し控えますが、投資対象選定の基準や投資方法の明確化が必要と考えられます。
109	イに「投資対象選定の主要な要素となるESGの具体的な内容」とあるが、特定のESG指数への連動を目指す場合においては、当該指標におけるESGの勘案方法を記載するという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
110	パッシブファンドの場合、銘柄選定はインデックス構成銘柄をベースに決定されるため、委託会社としての判断を介さないがその場合もESGの具体的な内容、運用プロセスにおける勘案方法等の記載は必要か。インデックスメソッドロジーの説明をすることで要件を満たしていると思えるものか。	ご理解のとおりです。
111	イに、ESGの総合評価又は環境や社会の特定課題等、投資対象選定の主要な要素となるESGの具体的な内容」とあるが、同二におけるインパクト投資についての記載の反対解釈としてイ～ハは一般的ないわゆる「投資リターン」を目指す投信についての記載と考えられる。当方の研究や実感から、ESGリターンに直接的な効果が見られやすいのはG(ガバナンス)の要素ではないかと思うが、このイの記載で「環境や社会の特定課題等」と記載し、Gの要素を除外した特別の理由はあるか。	一般的にESG投資は、E又はSを要素とするものが多いことから(3)②イの記載としております。また、ESG投資は、ESGを超過収益の源泉と位置付けるものだけではないと考えられます。
112	本監督指針の改正と併せ、ESG評価・データ提供機関に係る行動規範が策定され、ESG格付け等への透明性向上が期待されることから、(3)②ロ、主要な要素となるESGの運用プロセスにおける勘案方法において、投資戦略の実行に際して利用するESG評価、データを明記してはどうか。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。なお、本監督指針で求められる内容に加えて、各資産運用会社が自主的な開示の充実を図ることは望ましいことと考えます。
113	多数のファンドに投資している国内公募FOFs型投資信託について、投資先投資信託の選定プロセスにおけるESGの勘案方法を記載することで監督指針の要件を満たすと考えているが問題ないか。	問題ございません。
114	「勘案方法」の記載については、ESGの運用プロセスにおいて「関連する基準や指標」を設定していない場合は、その他の運用プロセスに関する記載で許容いただきたい。	ご指摘のような場合は、運用プロセスにおける実際の勘案方法を記載する必要が有ると考えます。
115	ハ、の「リスク」を交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に記載しているかについて、リスクについては、内容によってより適切な箇所へ記載することを考慮し、「ファンドの目的・特色」等適切と考える箇所」とする方が望ましいと考える。	ご指摘を踏まえて修正致しました。ご意見ありがとうございました。
116	「ハ」について、「制約要因やリスク」については、具体的にどのようなものを想定されているのか。	ESG投信の運用における固有の制約やリスクを記載願います。創意工夫のある開示が期待されます。
117	「ハ」について、ESG投信における投資対象選定において財務指標に対しESG要素を優先する場合、それは経済的パフォーマンスの制約要因・リスクになりうると考えられるが、そのような内容についても制約要因・リスクとして記載すべき事項と考えられるのか。また、ESGを運用プロセスにおいて勘案することによって投資対象を制限することによるリスクやESGに関連するDataの正確性に関するリスクとの理解でよいのか。	ESG投信の運用における固有の制約やリスクを記載願います。創意工夫のある開示が期待されます。
118	②二(及び⑤ハ)について、金融庁のIOSCO「資産運用におけるサステナビリティに関連した実務、方針、手続及び開示に関する提言」に即した対応およびプリンシプル・ベースでの指針を歓迎する。「ESG投信」の範囲について、「(3)開示②二」や「(3)開示⑤ハ」に「持続可能な社会の構築に向けて、環境や社会のインパクト創出を目的としているESG投信について」という記載がある。インパクト創出を目的とするものは「ESG投信」の一種ではあるが、インパクト創出を目的とすることは必ずしも「ESG投信」の必須項目ではないとの理解でよいのか。	ご意見ありがとうございました。インパクト創出を目的としているESG投信については、ご理解のとおりです。
119	(3)開示「②投資戦略」の二で環境や社会のインパクト創出を目的としているESG投信の交付目論見書の記載項目として列挙されている「その目的、インパクトの内容、及び、目標とする指標・数値、方法論」は、開示を必須とする項目として列挙されているのか、例示として列挙されているのかを確認したい。開示を必須とする意図で列挙されているのであれば、「目標とする指標・数値」については目標とするインパクトの内容によっては目標を数値化しづらい場合もあるため、定性的な表現での開示も許容できる形としてほしい。	インパクト創出を目的としている場合に、インパクトの評価・達成方法として記載が求められる一般的な事項として「目標とする指標・数値、方法論」を記載しておりますが、これらが例示であることを明確化するため修正致しました。ご意見ありがとうございました。また、目標とする数値等、開示が困難な項目について記載を求めものではありませんが、創意工夫により投資家にとって分かりやすい説明と必要があると考えられます。
120	国際的な議論の中では、投資によって実現するAdditionality(付加性)の有無を特に重視しており、目標とするインパクトの数値(ターゲット)は設定されないケースもあると理解されている。そのような場合は目標とする数値が開示できないが、本監督指針に違反するものではないとの理解でよいのか。	インパクト創出を目的としている場合には、目標とする数値が開示できない場合であっても、当該インパクトの評価・達成方法は開示していただくことが求められると考えます。
121	目標とする指標・数値のデータは外部に依存するものもあり、数字の一貫性も今後どのように展開するか不明であるため、必ずしもすべての「ESG投信」に具体的な目標とする指標・数値を開示・設定することが適切とは限らないと考える。そのため、目標とする指標・数値を設定していない場合には「インパクトの評価・達成方法」のみの記載で許容いただきたい。	インパクト創出を目的としている場合には、目標とする数値が開示できない場合であっても、当該インパクトの評価・達成方法は開示していただくことが求められると考えます。
122	環境や社会のインパクト創出を目的とするESG投信について、例えば、「質の高い教育をみんなに」との目標に掲げつつ、インパクトの達成状況を「投資対象先企業の製品は、IT機器の省エネや小型化に役立つので、誰もが情報やサービス等にアクセスしやすくなる社会に貢献します」と開示されている事例があったとして、このような記載も本監督指針の下で許容されるか。	インパクト創出を目的とするESG投信については、目標とする指標・数値、方法論等、インパクトの評価・達成方法の開示が求められておりますので、ご指摘の例ではこれらの基準を満たすことはできないと考えます。
123	「ホ」について、当社は運用会社として掲げる全社的なステewardシップ方針があり、これは個別のESG投信に固有のものではないが、この場合に全社的なステewardシップ方針は記載対象とならない、との理解でよいのか。	ESG投信に固有のものではないものの、ESG投信に関連する全社的なステewardシップ方針がある場合には、記載対象と考えられます。なお、その概要を記載した上で、ウェブサイト上で詳細を公表し、参照先を開示することも可能です。
124	運用を外部委託している場合や国内公募FOFs型投資信託の場合、外部委託先または投資先投資信託運用者のステewardシップ方針についてのみ記載することで監督指針の要件を満たすと考えているが問題ないか。	ご理解のとおりです。
125	「ホ」について、ESG投信が外部委託運用の場合、外部委託先のステewardシップ方針については、委託会社の交付目論見書に当該外部委託先のウェブサイトの参照先を記載すること(特に、英語で開示されている場合)は可能か。あるいは、当該外部委託先がESG投資戦略に固有のステewardシップ方針を策定している場合は、参照先の記載ではなく、方針の概要を記載することが求められるのか。	外部委託運用においては、外部委託先の(ESG投資戦略に固有のものを含む)ステewardシップ方針をご記載ください。概要を記載した上で、ウェブサイトの参照先を開示することは可能です。

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
126	ウェブサイトでの開示は必須ではないとの理解でよいか。また、目論見書や販売用資料だけをウェブサイトに掲載する場合は、本監督指針の開示の対象ではないとの理解でよいか。 「目論見書等より詳細な内容をウェブサイト等」とした方がわかりやすいのではないか。	ご指摘を踏まえて修正致しました。ご意見ありがとうございました。
127	「詳細をウェブサイト等で開示する場合」について、原則としては、一定の開示を交付目論見書内で行うべきであり、本記載のままだと、例えば目論見書上では、「表題」程度の記載があり「詳細はウェブで」等の対応も考えられるが、それは書面による交付が法定で原則となっている現在では十分な情報の開示に至らない可能性があり得ると考えられる。 「イ～ホについて、交付目論見書において一定の開示をしたうえで、さらに詳細を……」などと改め、法定交付書面である交付目論見書における開示の質の確保を図るべきである。	ご指摘を踏まえて修正致しました。ご意見ありがとうございました。
128	詳細をウェブサイト等で開示する場合には、その参照先の記載を定めているが、その場合、「ファンドの目的・特色」で(3)②イ～ホの記載を省略することは可能か。	ご指摘のイ～ホについて、「ホームページに書いてあります」とのみ記載することは、投資家に対して丁寧な対応ではなく、不適切と考えます。少なくとも概要は交付目論見書に記載する必要があると考えます。 ただし、イ～ホの詳細な説明をする場合、相当な分量になると思われるため、参照先を記載することとしています。
129	ESG指数への運動を目指すインデックスファンドについては、指数におけるESGの勘案方法を記載すれば、「(3)開示」にある投資戦略及びポートフォリオ構成についての記載は不要か。インデックスファンドにおいて、「(3)開示」にある投資戦略やポートフォリオ構成と同等の説明が求められたとしても、指数算出会社から指数構成銘柄選定の主要な要素となるESGの具体的内容等について開示が得られない場合もあるのではないか。	指数のポートフォリオ構成やESGの勘案方法について可能な限りの情報を記載した上で、指数算出会社の開示の状況により具体的な開示が難しい場合には、その旨の記載が必要と考えられます。
130	交付目論見書との関係で投資内容の規律としてグリーンウォッシングの観点が反映されると考えるが、本監督指針により投資運用業者が服する規律内容としては「上場企業等の側が適切な開示を行っているにも関わらず、敢えて運用に欺瞞を行う行為」を想定しているものであり、上場企業側が欺瞞を含む開示を行っている場合にはグリーンウォッシングには当たらず、また、賢明な投資家群の判断(投資引き上げ)により規律・淘汰されるべきものであるとの理解でよいか。 仮にグリーンウォッシングに当たる場合、投資運用業者は上場企業の開示事項の検証を必要とするが、その程度は厳密・科学的な分析までは要せず、例えば国や自治体が補助金を出す・継続している等の情報の有無を確認(他者の判断結果に依拠)する程度の調査で足りるとの理解でよいか。 またこのような場合に、投資運用業者がコストをかけて対話により当該上場企業を質し是正を促すことまで要求されるものではないとの理解でよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ESG投資の推進にあたり、上場企業側の情報開示の充実が必要であるとの点についてはご指摘のとおりです。
131	運用を外委託する場合、外委託先の戦略がSFDR8条、9条に適合した戦略であっても、当該外委託先からの開示内容が必ずしも監督指針案と合致せず、監督指針案の開示内容を充足出来ないケースも考えられるが、ESG投信に該当する場合、(3)開示「投資戦略」に示されている内容すべてに対応する必要があるか。	ご理解のとおりです。

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
132	「ESG投信の純資産額のうち、ESGを主要な要素として選定する投資対象への投資(時価ベース)を目標や目安としている場合」とは、「定期開示」のイとの関係で「ESG投信の純資産額のうち、ESGを主要な要素として選定する投資対象への投資(時価ベース)の比率に目標や目安を設定している場合」という理解でよいか。「又は、ESG投信の投資戦略において主要な要素となるESGの評価指標について、目標や目安を設定している場合」とは、「定期開示」のロとの関係で「又は、ESG投信の投資戦略において主要な要素となるESGの評価指標の達成状況等(ポートフォリオ全体の評価指標レベルなど)について、目標や目安を設定している場合」という理解でよいか。	ご理解の通りであり、ご指摘を踏まえて修正致しました。ご意見ありがとうございます。
133	「投資対象への投資(時価ベース)」は「投資対象への投資割合(時価ベース)」としていただきたい。	ご指摘を踏まえて修正致しました。ご意見ありがとうございました。
134	(3)開示 ③において記載が求められている目標や目安の比率・計数について、当改正案ではESG投信の要件を満たすと考えられる定量的・定性的な基準は設けられず、運用会社がESG投信であるとする適切な目標・目安を必要に応じて設定し、その比率・計数を交付目論見書を通じて投資家へ公表するという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
135	パッシブファンドの場合は、特に委託会社で独自の目標は設定していない。その場合、目標や目安を設定していない理由として、「パッシブファンドにつき、こうした目標や目安の設定はしていない」と記載することで、要件を満たすといえるか。上記で要件が満たさないとした場合、指数のメソロジーとして同等の目標があれば指数について開示することで要件を満たすといえるか。	指数のメソロジーとして同等の目標があれば、当該指数の目標を開示することで要件を満たすと考えます。
136	数値目標や目安を設けない場合に説明が必要な趣旨は何か。ESG投信においては数値目標や目安を設けるべきという趣旨か。	グリーンウォッシング問題を踏まえると、ESG投信には、ESGを主要な要素として選定する投資対象への投資が確実に実施されていることが重要であるため、数値目標や目安を設けることが期待されると考えます。
137	「こうした目標や目安を設定していない場合、その理由を説明しているか。」とあるが、「当ファンドではESGに関連する目標や目安を設定しておりません。」といった説明でよいか。	資産運用会社が自ら設定したESG投信において目標や目安を設定しない場合は、その理由の記載が求められます。
138	「こうした目標や目安を設定していない場合、その理由を説明」とは、例えば、「※当ファンドは、アクティブ度の高い運用を行う方針であることから、ESGの評価指標については、運用の目標となる比率や係数は定めておりません」などと記載するイメージか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、アクティブ度の高い運用であることが、目標となる比率や係数を設定できない理由にはならないと考えます。
139	ファンド・オブ・ファンズ(FOFs)の場合、投資対象先ファンドの開示のタイミングでの数値となり、フィーダーファンドの開示のタイミングと異なることは許容いただきたい。	可能な範囲の直近の情報を開示していただく必要があると考えます。
140	「ESG投信の純資産額のうち、ESGを主要な要素として選定する投資対象への投資(時価ベース)を目標や目安としている場合、～(略)～交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、当該比率やその他の計数を記載しているか。また、こうした目標や目安を設定していない場合、その理由を説明しているか。」について、世界各国の規制でESGファンドに関する投資比率の目安が更新・変更されている現在、具体的な数値として目論見書に記載するのが難しい場合、例えば「～を高位に保つ」といった記載を目論見書で行い、一方で具体的な情報を担保する観点で、その運用結果である数値を月次運用報告書等で開示する、といった方法でもよいか。	ご指摘の場合、交付目論見書に記載することが難しい理由を記載した上で、そのような方法で開示することは問題ないと考えます。
141	「③ポートフォリオ構成」についても、詳細をWebsite等で開示することは認められると考えてよいか。	交付目論見書に概要を記載の上、詳細はリンク先を記載する形式でも問題ないと考えます。
142	「ESGを主要な要素として選定した投資対象への投資(時価ベース)」とは、SFDR規制でいう「sustainable investment」への投資と概ね同義でよいか。	SFDR規制とは特段関係ございません。
143	We would suggest “main” should be changed to “key” for consistency. We would suggest adding “Supervisors will check whether the reason is explained in case that the ESG investment Trust does not have such target or indicator.” to be consistent with Japanese version.	Based on your comments, we have revised the supervisory guidelines.

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
144	「特定のESG指数への連動を目指す場合」について、特定のESG指数とはどのような指数か。	ご指摘を踏まえて明確化するため修文致しました。ご意見ありがとうございました。
145	適用対象はパッシブファンドの連動対象インデックスのみで、アクティブファンドのベンチマークは対象外との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
146	「参照指数におけるESGの勘案方法を記載」とのことだが、具体的にはこの説明の中で(3)②イ(ESGの総合評価又は環境や社会の特定課題等、投資対象選定の主要な要素となるESGの具体的内容)及びロ(主要な要素となるESGの運用プロセスにおける勘案方法(関連する基準や指標、評価方法等の説明を含む))に準じた内容を記載するという理解でよいか確認させてほしい。	ご理解のとおりです。
147	パッシブファンドの場合、①から③についての記載は任意であり、④のみ該当するとの理解でよいか。	記載内容が実質的に同じとなる場合に、重複を避けることは問題ありませんが、それぞれの項目における趣旨を踏まえた開示とすると必要があると考えます。
148	ESG投信の範囲に含まれるかどうかにかかわらず、特定のESG指数への連動を目指すインデックス投信の場合には、④の記載だけが求められ、①・③の記載は求められていないとの理解でよいか(①の名称又は愛称に関する要件を除き)。	記載内容が実質的に同じとなる場合に、重複を避けることは問題ありませんが、それぞれの項目における趣旨を踏まえた開示とすると必要があると考えます。
149	参照指数におけるESGの勘案方法の記載と「②投資戦略」の各項目の開示内容が重複する場合は、省略することは可能か。	記載内容が実質的に同じとなる場合に、重複を避けることは問題ありませんが、それぞれの項目における趣旨を踏まえた開示とすると必要があると考えます。
150	「参照指数におけるESGの勘案方法を記載しているか」について、Data Providerによっては勘案方法の開示に制限がある場合が考えられる、その場合はその開示された範囲までで良いか。	Data Providerの開示に制限があるため、参照指数におけるESGの勘案方法が記載できない場合には、その旨の記載が必要と考えます。
151	ESGインデックスは、開示されている情報を精査し、記載することで問題はないか。インデックス内の銘柄選定方法は、インデックス会社の知的財産であるため開示には限界があると考えられるためです。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ESGインデックスの知的財産との関係で当該開示が困難と整理されるのであれば、可能な範囲での開示、及び困難である旨の説明が必要と考えます。なお、諸外国の規制においても、ESGファンドがトラッキングするESGインデックスの構成等の開示が求められております。
152	連動を目指すESG指数が当該ファンドにとって適切なものであることを説明する必要があるのではないか。	ご指摘を踏まえて修文致しました。ご意見ありがとうございました。
153	参照指数におけるESGの勘案方法の詳細をウェブサイト等での開示することは許容されるのか。	交付目論見書に概要を記載の上、詳細はリンク先を記載する形式でも問題ないと考えます。
154	特定のESG指数への連動を目指す公募投資信託の場合は、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に、特定のESG指数への連動を目指すとの記載に追加して、その参照指数におけるESGの勘案方法を記載する、との理解でよいか。また、全てのESG投信において特定のESG指数への連動を必ずしも求めているものではないことを、念のため確認したい。	ご理解のとおり、特定のESG指数への連動を目指す場合のみの開示項目となります。
155	参照指数について、ESGに関連する指数の内容を調べようとすると、海外のウェブサイト等から探す必要があるため、説明を求めることに賛成する。	ご意見ありがとうございました。

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
156	交付運用報告書へ記載とある。交付運用報告書は「運用報告書の記載事項のうち重要なものとして内閣府令で定めるもの」を記載するものと認識しているが、運用報告書(全体版)への記載は不要か。また、交付目論見書の記載場所は「運用実績」に指定されているが、運用報告書(交付運用報告書及び運用報告書(全体版))についての記載場所は、委託会社の裁量という認識でよいのか。	交付運用報告書に記載される情報は、運用報告書(全体版)にも記載されることが適当と考えます。また、運用報告書の記載方法は投資信託協会規則を踏まえつつ、受益者にとって分かりやすい記載となるよう資産運用会社の創意工夫が期待されます。
157	上場投資信託の場合の「適時開示書類」とは具体的にどの書類を指しているか。	例えば適時に月次レポートを活用することが考えられますが、これに限らず、継続的な開示手法により投資家に情報が提供されることが期待されます。なお、趣旨を明確化するため修文致しました。
158	開示が必要なイからニの項目については、行動結果等の適切な開示先として、月報やインパクトレポートなど、交付目論見書以外の選択肢もあると考えられる。改正案では、「詳細をウェブサイト等で開示する場合には、その参照先」と手当ていただいているため、実際には参照先を開示するケースもあることも踏まえ、「交付運用報告書及び交付目論見書の「運用実績」に、」を「交付運用報告書等に、」としてはどうか。	ご指摘を踏まえて、修文致しました。ご意見ありがとうございます。なお、本監督指針で求められる内容に加えて、各資産運用会社が自主的な開示の充実を図ることは望ましいことと考えます。
159	交付目論見書の「運用実績」の記載項目は投信協会規則で定められているが、⑤定期開示項目のイ・ハは、「主要な資産の状況」に記載してよいのか。	ご指摘を踏まえて修文致しました。ご意見ありがとうございます。
160	投信協会規則では「運用実績」の内容は「投資リスク」の内容と見開きページに掲載することが望ましいとされている。イ・ハを記載すると「運用実績」が1ページに入りきらず見開きページには収まらないと思われるが、しかたなしと考えてよいのか。(上記いずれも、投資信託協会「交付目論見書の作成に関する規則」第3条(3))	ご指摘を踏まえて修文致しました。ご意見ありがとうございます。
161	開示書類の作成順だと、決算後に交付運用報告書が作成されその後交付目論見書が作成される。交付運用報告書に目標・達成状況を開示し、それを交付目論見書に記載するという考え方でよいのか。	ご指摘を踏まえて修文致しました。ご意見ありがとうございます。
162	「ニ」について、ステewardシップ方針に沿って実施した行動は、ポートフォリオの組入銘柄や国別配分などが記載されている目論見書の「運用実績」欄に記載するのはそぐわず、運用報告書への記載のみとするか、運用報告書を参照する形の記載とするのが良いと考える。	ご指摘を踏まえて修文致しました。ご意見ありがとうございます。
163	自社運用ファンドでは「運用実績」に記載するとなっている。外部委託運用の場合も「運用実績」に記載した方がわかりやすいケースがあると考えられ、⑥における交付目論見書への記載場所を「ファンドの目的・特色」に特定しない方が良いと考える。	ご指摘を踏まえて修文致しました。ご意見ありがとうございます。
164	既存ファンドの目論見書の記載内容の見直しには時間を要することから、目論見書の改版サイクルを考慮すると1年6か月程度の猶予期間が必要と考える。	ご指摘を踏まえて修文致しました。ご意見ありがとうございます。
165	パッシブファンドの場合も同じ要件の開示が求められるものか。	パッシブファンドの場合においても、本監督指針に規定した項目の開示が必要です。
166	定期開示について、継続的な記載にとどまらず、「継続的に最新の情報を記載しているか」等の記載への変更を検討頂きたい。ロ～ニ(達成状況、エンゲージメントの状況)の内容については、少なくとも年1回、直近の情報に更新することを明記して頂きたい。	定期開示においては、交付運用報告書等の作成時点における最新の内容が記載されるべきものと考えます。
167	FOFsの場合、入手できる情報が限られている場合があるので、保有銘柄の特性や評価指標の達成状況等の把握が難しい場合は、知りえる範囲を開示する(情報入手におけるタイムラグが発生することも一般的なFOFsと同様に容認される)ということでしょうか。	入手可能な範囲で直近の情報を開示することが求められます。
168	インパクトの達成状況などの調査については、保有銘柄1社ずつ精査する必要があり、多くの時間を要し、また開示データも充分でない場合もあるため、具体的な時期、頻度を規定することは難しいため、当該内容の調査および書類の作成が可能となり完了された際に、開示する方針とさせていただきます。	入手可能な範囲で直近の情報を開示することが求められます。
169	「イ」について、「ESGを主要な要素として選定した投資対象」は、例えばインデックスファンドの場合は常に100%(もしくは有価証券の組み入れ比率)のようなことになるのか。また、「比率」は純資産比か、それとも対象となる有価証券内の比率か、各社で決めてよいのか。	前段については、概ねご理解のとおりです。後段については、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ファンド全体の純資産額のうち、ESGを主要な要素として選定した投資対象への投資額(時価ベース)の割合を記載願います。
170	「イ」について、投資プロセスによってESGを主要な要素としている銘柄を選定しているため、実績値は全て100%となるが、そのような開示で主旨を満たしているか。また、ネガティブスクリーニングのみでESG投信とするものもあり得るが、その場合は比率の開示をしなくてもよいのか。	ファンド資産の全額を投資し、全ての投資対象銘柄が、ESGを主要な要素とする銘柄である場合、実績値は100%となると考えます。また、ネガティブスクリーニングのみでは、ESGを主要な要素とする銘柄だけを選定することは難しいと考えられ、比率の開示及びどのように主要な要素と考えるかの説明が必要になると考えます。
171	We would suggest "major" should be changed to "key" for consistency.	Based on your comments, we have revised the supervisory guidelines.
172	We would suggest adding "evaluation of" just before "key ESG factors".	Based on your comments, we have revised the supervisory guidelines.
173	ETF等インデックス運用のファンドの場合、目標・達成状況は参照指数と一致あるいはわずかな差しかないと考えられる。参照指数の数値を開示しても差し支えないか。	問題ございません。
174	ETF等インデックス運用のファンドの場合、参照指数のプロバイダーのウェブサイトを開示先としてもよいのか。	概要を記載した上で、詳細についてウェブサイトの参照先を記載することにより対応いただくことは可能です。なお、趣旨を明確化するため修文致しました。
175	精緻なネガティブ・スクリーニング手法のみによりESG投信としている場合、目標や目安とする比率といったものは通常設定されない。その場合には実際の投資比率は開示できないとの理解でよいのか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではなく、一概にお答えすることができませんが、目標や目安を設定していない場合は、その理由を説明する必要がありますと考えます。
176	具体的な目標や目安を定量的な指標では設定していない場合、総合的な評価方法を記載することは可能か。	問題ございません。
177	「ロ」について、当社はグループ内の独自の評価ツールを導入している。しかし、この評価ツールでは具体的な目標や目安を設定していないため、達成状況の開示ができない。このような場合に開示を行わないことが監督指針違反とならないとの理解でよいのか。	目標や目安の設定ができない理由が不明ですが、合理的な理由により具体的な目標や目安を設定できない場合は、その理由を説明する必要がありますと考えます。
178	目標の達成状況の計測期間は特に定められていないか。ファンド・オブ・ファンズ形式で海外のファンドに投資している場合、データ取得に時間がかかることがある。計測可能な期間で直近の半年あるいは1年など、委託会社が設定する方法でよいのか。	問題ございません。

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
179	インパクトの達成状況は交付運用報告書においてWebsiteに掲載するインパクト・レポートを参照することを求めることとなる。しかし、通常このようなインパクト・レポートは、同じ戦略を採用する全てのインパクト・ファンドを通じて創出したインパクトをまとめて報告するもので、個別ファンドの達成状況を記載するものではなく、インパクト・レポート側から個別ファンド名を参照しているわけでもない。このような場合でも監督指針に違反するものではないと理解しているが、その理解で正しいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、合算値による数字しか得られない場合は、運用総額に占める当該ESG投信の割合から試算した数字も開示するなど、投資家にとって分かりやすい説明を行う必要があると考えます。
180	戦略ごとに個別のステewardシップ方針を設けていない場合、会社としてのステewardシップ方針に沿って実施した行動の開示が良いのか。	個別戦略ごとのステewardシップ方針はないものの、ESG投信に関連する全社的なステewardシップ方針がある場合には、当該方針に沿って実施した行動を記載する必要があると考えます。
181	「ニ」について、個別ファンドに係る「当該方針に沿って実施した行動」は通常開示していない。他の国でも個別ファンドごとの開示までは求められていないとの理解である。年次でステewardシップ方針に沿って実施した行動、議決権行使の状況等、運用ファンド全般に係る包括的なステewardシップ報告を開示している。当該包括的なステewardシップ報告が掲載されているウェブサイトのリンクを参照先として開示することも要件を満たすとの理解でよいのか。	概要を記載した上で、詳細についてウェブサイトの参照先を記載することにより対応いただくことは可能です。なお、趣旨を明確化するため修文致しました。
182	⑤ニの記載は主要な要素がエンゲージメントである、所謂エンゲージメントファンドを想定しているとの理解でよいのか。また、エンゲージメントファンドでないESG投信は、個別投資信託単位での議決権行使結果とエンゲージメント例を載せる必要はなく、例えば日本版ステewardシップ・コードの受け入れ企業に求められている会社全体のエンゲージメント活動の状況を示すことで足りるとの理解でよいのか。	本項目は、(3)②ホに該当する場合を想定したものであり、ESG投信に関連する全社的なステewardシップ方針がある場合には、当該方針に沿って実施した行動を記載する必要があると考えます。
183	「ニ」について、当社は運用会社として掲げる全社的なステewardシップ方針があり、これは個別のESG投信に固有のものではないが、この場合には全社的なステewardシップ方針に沿って実施した行動は記載対象とならない、との理解でよいのか。	ESG投信に固有のものではないものの、ESG投信に関連する全社的なステewardシップ方針がある場合には、記載対象と考えられます。
184	投資戦略に関連するステewardシップ方針とは、個別ファンドの方針という理解でよいのか。ファンドのESGポリシー、スクリーニングの方針を含まないことを確認したい。	ESG投信に固有のものではないものの、ESG投信に関連する全社的なステewardシップ方針がある場合には、記載対象と考えられます。
185	We would suggest changing “investment strategy that selects investment assets with ESG as a major factor” to “investment strategy with ESG as a key factor in the selection of investment assets” just to keep consistency with the Japanese original.	Based on your comments, we have revised the supervisory guidelines.
186	ESG投信の運用を外委託する場合、⑤ニで求められるステewardシップ方針に沿って取った行動とは、当該外部委託先の行動を開示するものであり、委託元の運用会社に関する事項は不要と考えてよいのか。また、ファンド・オブ・ファンズ形式のESG投信の場合、ESGを主要な要素とする投資戦略の運用を行うのは実質的には組入れファンドであることが想定される。この場合、⑤で求められるのは組入れファンド又は組入れファンド運用会社に関する事項であり、ファンド・オブ・ファンズ又はファンド・オブ・ファンズの運用会社に関する事項は不要と考えてよいのか。	ご理解のとおりです。なお、ファンド・オブ・ファンズ形式のESG投信において、多数のファンドを投資対象としている場合においては、代表的なものを参照することにより対応いただくことは可能と考えます。
187	「ニ」について、「投資信託委託会社」となっているが、運用委託先以外を含む企業グループとしての行動を記載することでもよいのか。	外部委託運用の場合は、外部委託先の行動を開示することとなり、委託元である「投資信託委託会社」としての行動の開示は不要です。
188	「ニ」及び「ホ」について、ESGを主要な要素とする投資戦略に関連するステewardシップ方針が個別にあるわけではないが、このような場合、すでにウェブサイトで定期的開示しているステewardシップ活動に関する報告の参照先を掲載することでも足りるのか。	概要を記載した上で、詳細についてウェブサイトの参照先を記載することにより対応いただくことは可能です。なお、趣旨を明確化するため修文致しました。
189	「ホ」について、ウェブサイトを参照する場合は、目論見書や運用報告書への記載は省略できるという理解でよいのか。	概要を記載した上で、詳細についてウェブサイトの参照先を記載することにより対応いただくことは可能です。なお、趣旨を明確化するため修文致しました。
190	「ホ」について、企業グループとして海外で、英語ベースで開示しているものを参考として掲載しても差し支えないか。	「投資信託委託会社」としての行動の概要を記載する必要があると考えます。
191	定期開示について、交付運用報告書や交付目論見書だけでは個人投資家の目に触れにくく不十分であり、「月次報告書」の追加も検討してほしい。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。なお、本監督指針で求められる内容に加えて、各資産運用会社が自主的な開示の充実を図ることは望ましいと考えます。
192	「交付運用報告書」および交付目論見書の「運用実績」での記載について、今後は各作成に関する規則等において細かい規定が定められていくのか。それとも現状の開示規定の中で、例えば「6 ポートフォリオ」の欄において、イ〜ホに関する情報をファンドの特性に合わせて各工夫して掲載するというでよいのか。	現時点で開示の内容に関する細かい規定を別途定めることは考えておりません。各資産運用会社において投資信託協会規則も踏まえつつ、創意工夫して掲載することを期待しております。

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
193	運用権限の再委託、一部委託だけではなく、ファンド・オブ・ファンズで他社設定の国内外の投信(含むETF)を組み入れる場合も、「外部委託」に含まれると解している。ファンド・オブ・ファンズの場合、組み入れファンドのデューデリジエンスや運用状況のモニタリングを確認することになり、組み入れ投信ごとに交付目論見書や交付運用報告書に記載することになると考える。顧客へのわかりやすさを絞った開示の観点から、ファンド・オブ・ファンズの組み入れ投信が数十にわたる場合、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」等の記載として、組み入れ投信のうち、主要な組み入れ投信を記載する手法を検討しているが、許容されるか。	ご理解のとおり、外部委託運用には、ファンド・オブ・ファンズ形式のものを含みます。また、個別の組入ファンドの開示については、本監督指針の趣旨を踏まえて、投資対象の選定においてESGを主要な要素として選定したファンドについて開示し、(3)③ポートフォリオ構成や⑤定期開示について、ファンド全体の純資産額のうち、ESGを主要な要素として選定した投資対象への投資額(時価ベース)の投資比率の目安や目標、実際の投資比率などを記載する必要があるものと考えられます。
194	外部委託等によるESG投信の⑥定期開示については、当該委託先等による開示のタイミングに影響を受けることになるが、本邦のESG投信の開示にこの理由による時間的な遅れが出ることについては、許容されると理解してよいか。	ご理解のとおりです。
195	ESG投信の運用を外部委託する場合に、「外部委託運用の②～⑤の内容を反映した開示がなされているか」とあるが、実質的な運用行為は外部委託先で行われるので、当該外部委託先での②投資戦略、③ポートフォリオ構成、④参照指数、⑤定期開示に関する開示及び態勢整備等について検証し、詳細を開示すれば、当該公募投資信託について留意事項を検証・開示したことになるか。それとも、これに加えて、当該公募投資信託レベルでも、これらの留意事項について、形式的であれ検証・開示する必要があるか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、外部委託方式の場合は、外部委託先における投資戦略等を検証し、②～⑤に対応する情報を開示すれば、本監督指針の求める開示を充足するものと考えられます。
196	外部委託にFOFsが含まれる場合、FOFsの投資対象がESG投信の場合は、開示されているProspectusやFactsheetなどで現地法令等に準拠した運用や開示内容を精査し開示すれば足りるか。他の投資家に開示していない事項の開示は投資家間の公正性を欠く恐れがあるため開示ができない可能性がある。また、投資先ファンドがESGを「主要な要素」として投資するファンドである場合のみが対象と理解してよいか。FOFsが複数のファンドを組入れる場合、当該FOFsからみてESGを「主要な要素」とするファンドが主たる投資対象となっている場合のみが該当するのと理解してよいか。	概ねご理解のとおりです。ファンド・オブ・ファンズ形式における投資対象ファンドがESG投信に該当する場合、本監督指針において求められる開示項目について開示する必要がありますが、開示が困難なものについては、その理由を記載する必要があると考えます。
197	We would suggest changing “(2) to (5)” to “ii to v” to keep consistency.	Based on your comments, we have revised the supervisory guidelines.
198	直接運用の場合、②及び⑤について詳細をウェブサイト等で開示する場合の規定があるが、外部委託の場合も当該規定は流用出来るのか。流用出来るとすれば、交付目論見書や交付運用報告書において、②イ～ホ及び⑤イ～ニについての記載を省略することは可能か。	(3)⑥において、②～⑤の内容を反映するにあたり、ウェブサイト等で詳細を開示することは妨げられませんが、少なくとも概要は記載いただく必要があると考えます。

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
199	人材の確保について、プログレスレポート2022では、ESG専門人材(90%以上の時間をESG関連業務に費やす専任スタッフと定義)の欠如の問題が指摘されているが、体制の整備方法は各社様々であり必ずしも上記定義上のESG専門人材がいなくとも(例えば全員が他部署との兼務であっても)実効的な体制整備は可能と考える。本監督指針上での人材の確保について、各社の状況に合わせて実行的と考えられる体制を整備すればよいとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
200	「ESG投信の運用を外部委託する場合には、上記のリソースの状況を把握する等、外部委託先に対するデューデリジェンスや(3)②～⑤の内容の確認を行うための体制を整備しているか」について、グループ内委託先に対して、ファンドマネージャー、投資方針、投資目標に変更がないかを定期的に確認するとともに、委託先の運用チームが社内のサステナビリティに関する認証を取得しているかの確認も行っている。更に、ESG投信に関しては、サステナビリティに関する投資制約を定量的に測ることが可能な場合には、運用の適切性を確保するため、必要に応じて運用ガイドラインの形で委託先に連携し、日々モニターを行う。これらの実施により、本監督指針を満たしているかと理解してよいか。	一概にお答えすることは困難であり、商品特性や各社の状況などに応じ、個別具体的に実質的に判断する必要があるものと考えられます。
201	本項目で求められる組織体制の水準については、「資産運用業高度化プログレスレポート2022」にある、「一部の資産運用会社においては、ESGの取組みを推進するため「責任投資推進室」を設置したものの、全員が他部署との兼務であるケースや、そもそも専門部署・チームが無い、あるいはESG専門人材はいないなど、ESG投資を実施するための実効的な体制整備が必要な例が見られた。」との指摘を念頭に置いて検討すべきとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
202	ESG投信の投資戦略に沿った運用を適切に実施し、実施状況を継続的にモニタリングするためのリソースをグループとして確保している場合は、本項目の要件を満たすと考えられるか。 上記のリソースを確保しているグループ外の運用会社に運用の外部委託を行う場合は、当該外部委託先に対して本項目で要請されるデューデリジェンスを行うことで要件を満たすと理解してよいか。	グループとしての態勢が個別資産運用会社のデューデリジェンスやモニタリング態勢をどの程度サポートしているのか必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることはできませんが、グループと連携した態勢整備が妨げられるものではありません。なお、後段の点についてはご理解のとおりです。
203	「資産運用業高度化プログレスレポート2022」において、ESG投信を運用しているにも関わらず、専門人材がいない運用会社があるとの指摘がなされている。投資家の投資判断の参考として、運用担当者の経歴等も開示対象とすべきではないか。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 なお、本監督指針で求められる内容に加えて、各資産運用会社が自主的な開示の充実を図ることは望ましいと考えます。
204	We would suggest changing “the investment” in the very last part of this paragraph to “(3) ii to v above” to keep consistency with the Japanese original.	Based on your comments, we have revised the supervisory guidelines.

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
205	指数ベンダーについても同様な審査が必要になるか。	当該記載は、パッシブファンドの参照指標となるESG指数の提供会社に対するデューデリジェンス等を対象としているものではありません。なお、指数提供会社の指数についてデューデリジェンスは当然求められます。
206	パッシブファンドについては、本条文における「公募投資信託の運用プロセスにおいて第三者が提供するESG評価を利用する場合」に該当し、指数提供会社に対するデューデリジェンスの実施が求められるのかを確認してほしい。	当該記載は、パッシブファンドの参照指標となるESG指数の提供会社に対するデューデリジェンス等を対象としているものではありません。なお、指数提供会社の指数についてデューデリジェンスは当然求められます。
207	運用の外部委託を行う場合、外部委託先が利用するESG評価・データ提供機関のデューデリジェンスを、契約当事者でない国内投信の委託会社が直接行うことは難しいと考えられる。この場合、外部委託先が当該ESG評価・データ提供機関に対するデューデリジェンスを適切に実施していることを確認することで要件を満たすと理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	グループレベルでのデータ提供機関に対するモニタリング体制があるため、これに依拠する形でよいか。	グループとしての態勢が個別資産運用会社のデューデリジェンスやモニタリング態勢をどの程度サポートしているのか必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることはできませんが、グループと連携した態勢整備を妨げるものではありません。
209	「公募投資信託」とあるが、今回定義されることになる「ESG投信」に限定されると理解してよいか。「ESG投信」以外の公募投信においても、所謂ESGインテグレーションを行っている場合には、デューデリジェンスを適切に実施した方が良いことは議論を待ちませんが、今回の監督指針においては、「少なくともESG投信においては」と理解してよいか。	(4)①及び②は、ESG投信に該当しないESGを考慮する公募投資信託を組成・提供する資産運用会社にも適用されます。この点を明確化するため修文致しました。

No.	コメントの概要/Summary of comments	金融庁の考え方/FSA's response
210	本監督指針案の適用は、社内体制整備および、交付目論見書、交付運用報告書の作成・改訂に要する期間を考慮し、実施日より起算して1年程度の経過期間を頂戴したい。	対応期限は設定しませんが、今後の定期改版のタイミングにおいて確実に実施いただくなど、合理的と考えられる期間内に、速やかな対応が期待されます。
211	本監督指針は、投資運用業向けの内容の改定となっているが、実際の販促・勧誘・販売は証券会社・銀行等の投資信託委託業者からその販売の委託を受けた業者が行う場合がその中心を占めている。本監督指針の意義・目的・趣旨がこれらの販売会社にも周知され、その販促・勧誘・販売の場において本監督指針との整合性をもって、それらの行為が行われることが求められているものと理解してよいか。	自主規制機関との意見交換の場等を通して、販売会社にも周知してまいります。
212	一要素としてESGを考慮する公募投資信託がESG投信であると投資家に誤認されるような誇張した説明を行うおそれがあるのは、投信委託会社だけでなく、販売会社も含まれる。本監督指針案が、投資信託でのESGウォッシュを防止するための趣旨であるならば、販売会社に対する監督も必要なのではないか。	自主規制機関との意見交換の場等を通して、販売会社にも周知してまいります。
213	個人投資家が、テーマ的にESGを捉えるのではなく、長期投資の意味を理解するような投資教育についても力を入れてほしい。	ご意見を担当部署と共有しております。
214	本監督指針案は、現状、ハイレベルな原則にとどまっており、投資信託委託会社は、この期待にどう応えればよいかを解釈する余地が十分に残されている。金融庁は、本監督指針に準拠した投資商品の開示を包括的にレビューすること、すなわち、資産運用業高度化プログレスレポート2022の定期的なフォローアップを行うことを約束することが望まれる。これにより、金融庁は、市場規律を確保するために、より明確な情報発信や追加的な規制・説明が有益となり得る箇所をより良く理解することができ、この分野における市場慣行の速い発展ペースに鑑みて適切な証拠に基づくアプローチを行うことが可能となると考えられる。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
215	「ESGを考慮することはESG投信でなくても当然である」との認識を持たれている場合、ESG投信に該当しないがESG投信に準じた投信、いわば「準ESG投信」についても相応の監督が必要になると考えられるところ、かかる投信について監督をしない趣旨を説明してほしい。	わが国におけるESG投資の促進に向けて、現状、ESG考慮について更なる規制を設けることは考えておりません。
216	開示項目については、フォーマットを統一いただけると、受益者の観点からもわかりやすいのではないかと。	開示項目に関するフォーマットの統一については考えておりません。